

信託法務研究会報告

(令和4年度)

令和5年11月

一般社団法人 信託協会

まえがき

信託法務研究会は、令和4年4月に、法学者と実務家が共同して、信託法務の総合的検討を行うことを目的として発足した。

本報告書は、信託法務研究会で令和4年度に取り扱った3つのテーマに関する議論を取りまとめて収録したものである。令和4年度においては、福祉型信託における代行者にかかる制度設計、アメリカの撤回可能信託と日本の遺言代用信託商品の対比、信託業務における電子署名の利用の検討をテーマとして取り上げた。各テーマについては、実態に即した研究を行うため、想定事例を策定して法的問題についての検討を行った。

本報告書の作成にあたっては、研究会において各テーマについて担当の研究者メンバーと実務家メンバーが報告を行い、メンバー全員による議論を行った上で、さらに研究会において取りまとめの方向性について審議し、報告書案を作成するという手順が取られた。

本報告書が今後の信託に関する研究と実務の発展のために広く役立つことを心から望むものである。

信託法務研究会

座長 道垣内弘人

信託法務研究会参加メンバー

座長：専修大学教授	道垣内 弘人
顧問：東京大学名誉教授	能見 善久
顧問：学習院大学教授 学習院大学教授	神田 秀樹
東京大学教授	神作 裕之
東京大学教授	沖野 真巳
学習院大学教授	藤田 友敬
東京大学教授	山下 純司
早稲田大学教授	垣内 秀介
東京大学教授	小出 篤
東京大学教授	溜箭 将之
東京大学教授	後藤 元
三井住友信託銀行	加毛 明
三井住友信託銀行	千吉良 健一
三菱UFJ信託銀行	馬場 敦子
三菱UFJ信託銀行	上野 尚文
みずほ信託銀行	宇波 なほ美
みずほ信託銀行	佐藤 亮
りそな銀行	林 健一朗
りそな銀行	渡部 聰
信託協会	柳田 崇
信託協会	岩田 和郎
信託協会	工藤 慶和
	木村 綾

(メンバーについては令和5年3月31日現在、所属・役職については同年4月1日現在)

— 目 次 —

福祉型信託における代行者にかかる制度設計

—信託法上の受益者代理制度と民法上の代理との違いに重点を置いて— 4

アメリカの撤回可能信託と日本の遺言代用信託商品の対比 14

信託業務における電子署名の利用の検討 36

福祉型信託における代行者にかかる制度設計

—信託法上の受益者代理制度と民法上の代理との違いに重点を置いて—

一 目 次 一

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. はじめに | (1) 選任方法 |
| 2. 検討の前提 | (2) 付与される権限 |
| (1) 想定事例 | (3) 選任後の受益者による権利行使 |
| (2) 検討の視点 | (4) 代行者の義務 |
| (3) 信託監督人について | (5) 任務および事務処理の終了 |
| 3. 受益者代理人と任意代理人の違い | 4. おわりに |

1. はじめに

高齢社会における金融機関の商品・サービスとして、近年では複数の信託銀行や信託会社（以下「信託銀行等」という）から認知症対策のための福祉型信託商品⁽¹⁾が提供されている。この福祉型信託商品は、例えば、顧客（委託者兼受益者）が、判断能力が十分にある段階で金銭を信託するとともに、顧客本人に近くかつ顧客本人が信頼をする第三者を代行者として指定し、判断能力が低下した後は、信託銀行等（受託者）が代行者の求めに応じて介護費や医療費等を支払うというものである。

従来、福祉型信託における代行者は、民法上の任意代理人として位置付けられてきた。代理制度に類似した信託法上の制度として受益者代理人（信託法138条～144条）があるが、受益者代理人は、年金信託・投資信託・受益証券発行信託などでの利用が主に想定されてきたからである。すなわち、受益者代理人については、⑦年金信託や社内預金引当信託のように、受益者が頻繁に変動するためにその固定性を欠くような場合、⑧単なる投資の対

象として受益権を取得した受益者が多数存在する場合。⑨受益証券発行信託において、無記名式の受益証券が発行され、当該証券が転々流通する場合などの利用が想定されてきた⁽²⁾。こうした信託では、「受益者が迅速かつ適切に信託に関する意思決定や受託者の監督を行うことについて困難を伴ったり、そもそも各受益者がこれらの事項について十分な関心を有していないこともあり得る上に、受託者の側からしても、受益者に対して信託の利益（配当）を給付したり、信託の変更などの意思決定をする上で、受益者を逐一把握することは必ずしも容易なことではなく、多額の費用を要することにもなりかねない」ことから、受益者代理人を選任しておくことが受益者と受託者の双方の利益になると説明される⁽³⁾。これに対して、福祉型信託は、委託者兼受益者が特定の個人であり、受託者の側に受益者を把握することの困難があるというわけではない。このように、受益者代理人の制度が設けられた当初に想定された利用目的とは異なるために、福祉型信託において受益者代理人の制度が使われなかったものと考えられる。

しかし、受益者代理人選任のための要件に、受益者が頻繁に変更することや多数にのぼることが必要とされているわけではない⁽⁴⁾。このため、委託者兼受益者の判断能力が認知症等により低下したため、本人自身で信託に関する意思決定や受託者の監督をすることに困難を伴うといった状況に対処するための信託において、代行者として、受益者代理人を用いることも可能である⁽⁵⁾。

本稿では、想定事例を置いて、福祉型信託商品における代行者について、制度設計を検討するうえで問題となりうる点を整理した上で、代行者が受益者代理人である場合と任意代理人である場合の違いや、それぞれの場合で考えられる手当てについて若干の検討を行うこととしたい。

2. 検討の前提

(1) 想定事例

顧客Aが、その親族Bの支援の下、信託銀行が提供する次の福祉型信託商品を利用する事例を想定する。

<信託の概要>

委託者および受益者：顧客A（自益信託）

受託者：信託銀行

信託財産：金銭

信託の設定方法：信託契約

信託の目的：信託財産である金銭を本人の生活資金、医療費、介護費等のために利殖し、その支払に充てることにより、本人の生活の安定に資すること。

信託財産の交付：信託契約の定めに従

い、受益者は、予め受託者に対して定時定額の金銭の交付を指示することができるほか、信託契約の全部または一部を解約することにより金銭の交付を請求することができる。

代行者の指定

：受益者が判断能力を喪失した場合の権限行使にかかる代行者として、親族Bを指定する。

判断能力の判定

：受益者が判断能力を喪失したことの判定は、代行者または受益者から、本人の認知症診断書を受託者に提出することによって行う。

信託の終了

：委託者兼受益者に相続が発生したとき等

(2) 検討の視点

想定事例において、Aが判断能力を喪失する前の段階では自ら受益者として権利を行使することで各種の支払を行い、Aが判断能力を喪失した後は、Bが代行者としてAのために権限行使することが想定される。このため、福祉型信託商品の制度設計としては、委託者兼受益者が判断能力を十分に有している段階では代行者の関与を排除しておき、委託者兼受益者が判断能力を喪失した後は代行者によって支払いができるようにするための契約上の手当てが必要となる。

一般的には、代行者として任意代理人を利用する場合、信託からみると外の仕組みであることから、信託行為に任意代理人による権限行使に関する定めを置くことによって、代行者としての任意代理人を信託の仕組みの中に位置付けることが必要となる。その一方、受益者代理人を利用する場合、信託の中の仕組みであることから、信託行為において受益者代理人を指定することによって代行者とすることはできる。関連して、任意代理人の場合、代行者の権限とその範囲は、代理権を授与するための委任契約等によって決まることから、信託行為の定めと異なることがある。一方、受益者代理人の場合、受益者代理人の権限とその範囲は信託行為によって決まることから、信託行為で定めることによって、より直接的にコントロールできる（信託法139条1項ただし書）。

また、本人の判断能力が低下しているときは、代行者の行為の適正さをどう担保していくかということも重要な関心事項となる。任意代理人の場合、本人による監督が前提となっていることから、信託商品を作るにあたっては代行者に対する監督の部分を本人ではなく信託の仕組みあるいは受託者の方で担うという設計が必要となる。一方、受益者代理人の場合、本来は受益者による権利や権限行使を集約するための制度であることから、受益者代理人の各種の行為の適正さは信託の中で確保することが想定されている。ただし、受益者代理人の行為の適正さを確保するための信託法上の手当てが十分かどうかは、別途、問題となる。

さらにまた、任意代理人の場合は本人の代理人であるのに対して、受益者代理人の場合は受益者の代理人であるため、委託者として

の地位に基づく権限や、あるいは委託者と受益者の合意により行使できる権限について、任意代理の場合は両者をカバーできるのに対して、受益者代理人の場合は委託者の権限の部分の手当てはできないこととなる。このため、受益者代理人の場合に統合しようとするときには、委託者の権限の部分については、任意代理人を使う必要が生じることとなる。

その他、認知症対策のための信託商品は、自分では十全な判断ができなくなった場合に備え、その補完のために意思決定や権利行使の代行者を利用するものであるという意味で、委託者の財産管理を目的とするものであるが、これに相続代替機能を組み合わせることや、さらに1回的な承継だけでない後継ぎ型遺贈型のものも考えられる。このようにして受益者が複数登場する信託について、受益者代理人を利用する場合、信託行為によって受益者のグループごとに選任することが可能となる。これに対して、任意代理人を利用する場合、受益者となる複数の者と任意代理人との間でそれぞれ委任契約の締結が必要になると言える。

ただし、本稿では基礎的な検討を行う観点から、想定事例において受益者は顧客Aのみとしており、受益者は信託契約の解約権限を単独で有するものとする。また、Aについて成年後見人等は選任されていないことを前提とする。

(3) 信託監督人について

受益者が現に存する場合において受益者の権利行使を代行する者としては、受益者代理人のほかに信託監督人の制度が存在しており、福祉型信託における信託の監督のためには、むしろ信託監督人の制度を利用すること

が想定されている⁽⁶⁾。想定事例における代行者は、受託者の監督以外の、信託財産から支払を受ける権利行使をも対象としているが、信託監督人に受託者の監督以外の権限を与えて、代行者として行為させるといったことが仮に可能だとすると、代行者を信託監督人とする場合も想定できる。

信託監督人は、「受益者のために自己の名をもって」、単独受益者権（信託法92条各号）に関する一切の行為をする権限を有する。ただし、単独受益者権のうち、受益権の放棄（同17号）、受益権取得請求権（同18号）および受益証券発行信託における受益権原簿の記載に係る権利（同21・23号）は信託監督人による行使にそぐわないとして除外される。また、信託行為により別段の定めを置くことができる（信託法132条1項）。

信託監督人の権限に関する別段の定めについては、権限の範囲を拡大することができるかという論点がある。これが認められるのであれば、本稿で扱う福祉型信託において、代行者として信託監督人を用いることが考えられる。しかし、この点について通説は消極に解している⁽⁷⁾。したがって、想定事例のような信託において、代行者を信託監督人として位置付けて権限を拡大することはできない。もっとも、代行者を信託監督人と位置付けた上で、同一人に受益者がその他の権限を付与することは考えられる。この場合、信託監督人が任意代理人の地位を兼ねるということになると考えられることから、信託監督人について以下では必要に応じて言及する。

3. 受益者代理人と任意代理人の違い

（1）選任方法

まず、受益者代理人は、「その代理する受益者を定めて、受益者代理人となるべき者を指定する定め」を信託行為に置くことにより選任される（信託法138条1項）。つまり、委託者と受託者の合意によって受益者代理人と指定された者が、就任を承諾することにより受益者代理人は選任される⁽⁸⁾。

次に、任意代理人は、条文では「委任による代理人」（民法104条参照）とされるように、本人と代理となる者の間で代理権授与の委任契約が締結されて選任される⁽⁹⁾。つまり、受益者の代行者を選ぶという場合には、受益者と代行者となる者の間に代理権授与の合意が必要となる。これは、信託行為とは区別される別の法律行為ということになる。

もっとも、福祉型信託においては、委託者兼受益者である本人と受託者である信託銀行との間で締結される信託契約内に、代行者を指定する定めを置くだけではなく、代行者として指定される者からも代行者に就任することの承諾をとっておき、代行者にも信託契約書に署名させるなどの対応がとられるであろう。そうだとすると、本人と代行者との間に、明示または黙示の委任契約を想定することは困難ではない。この点で、代行者を受益者代理人と位置付けるか、任意代理人と位置付けるかで、実際の選任方法に差が生じることは考えにくい。

以上を踏まえた想定事例の制度設計としては、受益者代理人と任意代理人のいずれを利用する場合についても、信託銀行がAと信託契約を締結する際に、受益者代理人または任意代理人にBが就任することの承諾を得た上

で、Bに信託契約書に署名させることが考えられる。

(2) 付与される権限

まず、受益者代理人は、「その代理する受益者のために当該受益者の権利」に関する一切の行為をする権限を有するのが原則である。ただし、受託者等の責任を免除する権限（信託法42条）は除かれる。また信託行為により別段の定めを置くことができる（同法139条1項）。

ところで、受益者代理人の権限については、明文で排除されている受託者の免責（信託法42条）以外にも、その性質上行使が認められないものがあるのではないかという問題提起がされている⁽¹⁰⁾。そこでは、信託行為に受益者代理人に権限を付与する特約を置くことができるものと、そうした特約を置くことも認められないものがあるとされ、特に信託契約の解約は後者に分類されている。上記解釈が採用された場合には、代行者を受益者代理人としたときに信託契約の解約ができないこととなる。

ただ、受益者代理人の権限範囲についての上記の見解は、ありうる解釈論ではあるが、論者がそこで想定しているのは、福祉型信託ではなく、年金信託など受益者代理人の制度の本来的な活用が期待されていた信託ではないかと思われる。また、本人の判断能力が低下して本人自ら権利行使することが困難な状況を想定した福祉型信託において、受益者代理人には信託契約の解約権限を信託行為の定めによっても付与できないという解釈論も、福祉型信託で当然妥当するかは疑問なしとしない。そこでは、信託を存続させるか否かは、受益者自らの判断に委ねるべきである、とい

う前提が欠けているからである。この問題は、信託目的との関係で考察されるべきである。

想定事例における信託の目的は、信託財産である金銭を本人の生活資金、医療費、介護費等のために利殖し、その支払に充てることにより、Aの認知判断能力が低下した後も本人の生活の安定に資することにあり、信託契約の全部または一部の解約は、本人の支払に充てるために受託者から金銭を交付する前提とされている。Aが認知判断能力を失った後、BがAの支払に充てる目的で全部または一部の解約権を行使することは、信託の目的に合致するものとして可能であると解される。

次に、任意代理人の権限は、委任契約によって定められる。特定の権限だけでなく、括的な権限を与えることも可能である。任意代理人に括的な権限を与えた場合には、代理人は信託契約の解約権限や受託者の免責権限も有するとも考えられるが、代行者を任意代理人とすれば、代行者がいかなる権限も行使できるのかについても問題がある。この点も、信託契約に付随して締結される委任契約の解釈として、信託目的との関係で考察されるべきである。

前述したとおり、想定事例のAが認知判断能力を失った後、BがAのための支払に充てる目的で全部または一部の解約権を行使することは、信託の目的に合致すると解されるから、信託契約に付随して締結される委任契約の解釈としても、可能であると解される。これに対して、受託者の免責については、受益債権の一部を失わせるのと同じような効果があることからすれば、本人の生活の安定に資するとは言いにくい。したがって、特段の事情がない限り免責はできないと解される。

なお、任意代理人を利用した場合、信託行

為で定めた代行者の権限と、委任契約で定めた権限が異なる可能性がある。もっとも、前述のとおり福祉型信託において、代行者にも信託契約書に署名させるなどの対応がとられることを想定すれば、例えば、信託契約において、受託者の事務処理の内容として、「代理人による権利行使の場合は、〇〇・・・についてのみ [△△の方法の場合のみ] 応じるものとします／できるものとします」などの定めを置くことにより、別途の委任契約で別の事項や別 の方法を定めても、受託者の事務処理としては対応しないことができる解される。

以上を踏まえた想定事例の制度設計としては、受益者代理人を利用する場合、Bが信託契約を解約してAのための支払いを行うことが可能となるようにするため、信託契約においてBに解約権限を付与する定めを置くことが考えられる。任意代理人を利用する場合、Bに信託契約書に署名させるなどの方法により、委任契約においてAからBに信託契約の解約権限が付与されることを確保しておく一方、信託契約においてBが解約権限を含む各種権限を行使するための方法を定めることが考えられる。

(3) 選任後の受益者による権利行使

まず、受益者代理人の場合、「受益者代理人があるときは、当該受益者代理人に代理される受益者は、第92条各号に掲げる権利及び信託行為において定めた権利を除き、その権利を行使することができない」となる（信託法139条4項）。これは、受益者自身による権利の行使と受益者代理人による権利の行使の競合の問題を解決するための規定である⁽¹¹⁾。信託法92条の単独受益者権が除外されている

のは、これらは重疊的な行使が信託事務の円滑な処理を妨げることにはならないからであると説明される⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

単独受益者権以外の権利についても、「信託行為において定めた権利」については、受益者自身による権利行使が認められている。この場合、受益者自身による権利行使と受益者代理人の権利行使とが競合する可能性がある。もっとも、この問題には信託行為により調整することが容易である。受益者代理人の権限を信託行為の定めにより制限することは問題なく認められるからである⁽¹⁴⁾。

次に、任意代理の場合は、本人の権利行使を制限することを想定していない。たとえば任意後見契約における任意後見人は本人との委任契約に基づき選任されるが、任意後見監督人の選任後も本人の行為能力が制限されるわけではないので、本人単独での権利行使も可能である。したがって任意代理の場合、本人の権利行使と任意代理人の権利行使がより広く競合する可能性がある。実際に競合が生じた場合には、法律行為に関する一般原則で処理されることになる。すなわち、意思表示は相手方への到達時にその効力が生じるため（民法97条1項）、相手方としては本人と任意代理人から異なる内容の意思表示がされた場合、先に到達した意思表示から効力を生じたものとして扱うことになる。

以上を踏まえた想定事例の制度設計としては、受益者代理人を利用する場合、信託契約において、Aが判断能力を有している間は受益者代理人の権限を制限しておき、Aが判断能力を失ったと判定された時点からBが受益者代理人としての権限を行使できる旨の定めを置くことが考えられる。任意代理人を利用する場合についても、委任契約において、A

が判断能力を失ったと判定された時点からBが任意代理人としての権限を行使できる旨の定めを置くことが考えられる。また、Aに対して、権利行使の競合が生じた場合には先に到達した意思表示から効力を生じたものとして扱うことを、予め示しておくといった対応も考えられる。

(4) 代行者の義務

受益者代理人はその権限行使にあたって善管注意義務を負うのに対して（信託法140条1項）、民法上の任意代理人も、委任契約の受任者として善管注意義務を負っている（民法644条）⁽¹⁵⁾。この点では、負るべき義務の範囲は抽象的には異ならないといえそうである。

ただし、民法上の任意代理人および委任契約の受任者には、復代理の選任の原則禁止（民法104条、644条の2）、代理権の濫用の禁止（民法107条）、利益相反行為の原則禁止（民法108条）、事務処理報告義務（民法645条）、受取物引渡し義務（民法646条）などが課されている。これらの義務に違反した場合には、委任契約の不履行による損害賠償責任が生じるほか、一定の義務については無権代理とみなされて行為の効果が本人に帰属しないこととなる可能性がある。

これに対して、受益者代理人についてはこうした具体的な義務に関する規定がない。受益者代理人にはこれらの民法上の義務、および無権代理行為の相手方保護のための民法上の規定の適用ないし類推適用はないかについては、慎重に判断する必要がある。

まず、受益者代理人には民法上の代理の規定の適用がないと言えるのかという問題がある。たしかに、ここまで見てきたように受益

者代理人と任意代理人は選任方法や権限付与のあり方に違いがある。しかし、受益者代理人もその意思表示の効果が代理をされる者（受益者）に帰属するという点では「代理」としての性格を備えているため、信託法に準用規定がないとしても、一般法である民法の代理の規定の適用が直ちに否定されるわけではない。

受益者代理人には民法上の代理の規定の直接適用はできないとしても、類推適用の可能性までも否定されるわけではない。受益者代理人は、受益者の利益のために、本来は受益者に属する権利行使し、その権利行使の効果を受益者に帰属させることになるため、代理人が本人のために行為するのと類似する状況で行為することが想定されている。この場合に、信託法に規定がなくても、民法上の代理人と同様の義務を課されるという解釈は十分に成り立つと思われる。とくに、受益者代理人について規定がないからといって、与えられた権限を濫用することが許されるはずではなく、また仮にそうした権限濫用について受託者がその目的を知り、または知ることができたときまで、受益者代理人の権限行使の効力を認められるのかは疑問がある。少なくとも、民法107条については類推適用があるのではないかと解される。

したがって、代行者が受益者代理人または任意代理人のいずれである場合についても、権限濫用について受託者がその目的を知り、または知ることができたときには、無権代理人がした行為とみなされ、本人との関係では解約の効果は生じないと考えられる。この場合、受託者の対応として、履行の拒絶や、他の家族に周知措置をとる（かつ、一定期間の払い出し猶予期間を設ける）、あるいは、使

途確認措置を設けることなどが考えられる。

なお、無権代理人の責任について、無権代理人は、相手方である相手方の選択に従い、履行または損害賠償の責任を負う（民法117条1項）。このうち履行責任については、その行為が本人について効力を生じたとすれば本人が相手方に対して負担すべきであったであろうものと同一の内容の債務の履行をする責任を負うという意味であるとされる⁽¹⁶⁾。信託法上、受益者は受託者に対して義務を負わないため、受託者からの履行請求はそもそも問題となりえないように思われる。損害賠償についても、履行に代わるものとして相手方に与えられたものであると説明されていること⁽¹⁷⁾を前提とすれば、受益者代理人について類推適用の余地はないと考えられる。ただし、受益者は受託者と個別に合意することで信託事務処理にかかる費用や報酬について債務を負担することができる（信託法48条5項参照）。この受益者による個別の合意に関する無権代理行為については、受益者代理人についてはおよそ権限がないため問題となりえないとしても、任意代理人については責任が生じ得ると解される。

以上をまとめると、代行者の義務に関しては、無権代理人の責任を除いて、受益者代理人を利用する場合と任意代理人を利用する場合とで大きな違いはないと考えられる。想定事例の制度設計としては、Bについて代行者としての義務違反があると疑われる場合の受託者の対応について、履行の拒絶や、他の家族に周知措置をとる（かつ、一定期間の払い出し猶予期間を設ける）、あるいは、使途確認措置を設けるといったことを予め検討しておき、必要に応じて予めAに示しておくことなどが考えられる。

（5）任務および事務処理の終了

まず、受益者代理人の任務終了事由については、受託者の任務終了事由に関する規定が準用されており、受益者代理人は、委託者および受益者の同意を得て辞任することができる（信託法141条2項、57条1項）。委託者および受益者は、その合意により受益者代理人をいつでも解任することができる（信託法141条2項、58条1項）。辞任および解任のいずれについても、信託行為に別段の定めを置くことができる（信託法141条2項、57条1項、58条3項）。個人が受益者代理人となり、辞任や解任以外で任務が終了する場合には、受益者代理人が死亡した場合（信託法56条1項1号）、受益者代理人が後見開始または保佐開始の審判を受けた場合（同2号）、同じく破産手続開始の決定を受けた場合（同3号）がある（信託法141条1項）。ただし、後見開始または保佐開始の審判を受けた場合（同2号）、破産手続開始の決定を受けた場合（同3号）については信託行為に別段の定めを置くことによって、任務を終了させないことができる（信託法141条1項、56条1項ただし書）。

受益者代理人の任務が終了する場合には、新受託者選任の規定（信託法62条）に準じて、新受益者代理人が選任される（信託法142条）。これに対して、受益者代理人の事務については、信託の清算結了のほか、委託者および代理される受益者の合意、または信託行為により定めた事由があるときに終了することとされ（信託法143条1項）、この場合は受益者代理人の制度の利用そのものが終了するので、新受益者代理人の選任は問題とならない。

次に、民法上の任意代理の場合について、代理権の消滅事由は民法111条に、委任の終

了事由は同法653条に規定がある。本人または代理人が死亡した場合のほか、代理人が破産手続開始の決定もしくは後見開始の審判を受けたときは、委任が終了するとともに、代理権も消滅する。本人が破産手続開始の決定を受けた場合も、委任が終了する結果、代理権は原則として消滅する。もっとも、これらは任意規定であると考えられるから、本人または代理人について破産手続開始決定や後見開始審判があった後も、持続する委任契約や代理権を合意することは可能であると考えられる。本人の死後も持続する委任契約ないし代理権についても、当事者間にそうした合意をすれば効力が認められるというのが通説である⁽¹⁸⁾。

委任契約は、各当事者がいつでもその解除をすることができる（民法651条1項）。ただしこちらも任意規定であり、委任者が解除権を放棄する特約も有効であると解されている⁽¹⁹⁾。

委任契約でも、委任者本人の死後も継続し、委任者の相続人によっても解除されないよう特約をすることが可能である。もっとも、そのような委任契約あるいは当該契約に基づく持続的な代理権が、無制限に認められるかは明らかではない。なお、判例では本人死亡後の事務処理を一定範囲で委託するような委任契約について、相続人の関与を排除する形で有効性を認めた判例がある⁽²⁰⁾。

以上を踏まえた想定事例の制度設計について、受益者代理人および任意代理人のいずれの場合も、Aについて相続が発生するまでは、原則として任務および事務処理が継続することとなる。その上で、早期にBの任務が終了した場合に備えて、後任となる代行者についての定めを置くことは考えられる。この場合、

受益者代理人については信託契約で定めることが可能であるが、任意代理人については委任契約で定めた上で、信託契約においても定めておくことが考えられる。

4. おわりに

本稿では、福祉型信託商品を取り上げて、代行者が受益者代理人である場合と任意代理人である場合の違いや制度設計について若干の検討を行ったが、受益者が複数登場する信託や成年後見人等の選任を想定した設計など、検討すべき課題は多い。引き続き、実務的・理論的に重要な課題について検討を行うことが望まれる。

【注】

- (1) 「福祉型信託」について法令上の定義はないが、信託業法が平成16（2004）年に改正された際の衆議院財務金融委員会（平成16年11月12日）および参議院財政金融委員会（平成16年11月25日）における附帯決議の例に倣い、本稿では高齢者や障害者の生活を支援する信託を指すものとして用いる。
- (2) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』321頁（商事法務、2008年）。信託銀行等の実務において、受益者代理人の制度は、年金信託のほか、有料老人ホームの入居一時金、FX業者の証拠金、証券会社の顧客分別金などの法定の保全をするための信託や、その他の前受金等を任意に保全するための信託を利用している。
- (3) 寺本・前掲（注2）321頁。
- (4) 道垣内弘人編著『条解信託法』608頁（弘文堂、2017年）[佐久間毅]では、「受益者代理人の制度は、前述のとおり、受益者が頻繁に変更することや多数にのぼることなどのため受益者による権利の行使が実質的に困難である、あるいは個々の受益者による自由な権利行使が信託の円滑な運営を阻害しかねないと認められる場合に、受益者の権利の実質的な保護や信託の円滑な運営の確保のために有用な手段となるものとして設けられたものであるが、現に存在する受益者においてそれらに該当する事情が認められるこ

とは、受益者代理人の選任のための要件とされていない」とする。

- (5) 日本弁護士連合会「信託口座開設等に関するガイドライン」1頁脚注1（2020年）では、民事信託に関与する弁護士は信託成立後も継続的に関与することが望ましいとした上で、その方法のひとつとして受益者代理人への就任が挙げられている。その後に同連合会から公表された「民事信託業務に関するガイドライン」14頁（2022年）においても同様の指摘がある。
- (6) 寺本・前掲（注2）316頁は「第131条から第137条までは、年少者、高齢者あるいは知的障害者等を受益者として財産の管理や生活の支援等を行うことを目的とするいわゆる福祉型の信託の利用の促進を図る等の観点から、受益者のために受託者を監視・監督する信託監督人の制度を新設したことに伴う規定である」とする。
- (7) 道垣内編著・前掲（注4）597-598頁〔佐久間〕、道垣内弘人『信託法第2版（現代民法別巻）』396頁（有斐閣、2022年）。
- (8) 信託監督人については、信託行為に定めを置く方法のほか、利害関係人の申立てにより裁判所が選任することもある（信託法131条4項）点で、受益者代理人とは異なっている。のほか、受益者代理人は「その代理する受益者を定めて」選任されるのに対して、信託監督人はそうした受益者の特定を要しな

いが、本稿で想定するような福祉型信託ではこの点で違いは生じないと思われる。

- (9) 代理権授与行為の性質については議論があるが、本稿では省略する（於保不二雄=奥田昌道編『新版注釈民法(4)総則(4)』29頁以下（有斐閣、2015年）〔佐久間毅〕参照）。
- (10) 道垣内編著・前掲（注4）610-613頁〔佐久間〕。
- (11) 寺本・前掲（注2）322頁。
- (12) 寺本・前掲（注2）324頁。
- (13) 信託監督人については、もともと単独受益者権しか権限が与えられていないので、競合の問題は生じない。
- (14) 佐久間毅「信託管理人、信託監督人、受益者代理人に関する諸問題」信託234号27頁以下（2008年）では、特に取消権の競合が問題となりやすい旨指摘する。
- (15) 受益者代理人はこの他に誠実公平義務を負っているが（信託法140条2項）、これは受益者が複数存在するのでなければ問題とならないので、ここでは扱わない。
- (16) 於保=奥田編・前掲（注9）377頁〔中川淳=小川富之〕。
- (17) 於保=奥田編・前掲（注9）378頁〔中川=小川〕。
- (18) 中田裕康『契約法〔新版〕』543頁（有斐閣、2021年）。
- (19) 中田・前掲（注18）543頁。
- (20) 最判平成4年9月22日金融法務事情1358号55頁。

アメリカの撤回可能信託と日本の遺言代用信託商品の対比

一 目 次

1. はじめに
2. アメリカの撤回可能信託と日本の遺言代用信託の活用意義
 - (1) アメリカの撤回可能信託について
 - (2) 日本の遺言代用信託商品について
3. 統一信託法典における撤回可能信託と信託法における遺言代用信託の法制度の比較
 - (1) 信託の設定方法・委託者の能力
 - (2) 委託者の撤回権その他の権利
 - (3) 代理人による委託者の権利の行使
 - (4) 委託者の債権者の権利
 - (5) 受益者の債権者の権利
4. 日本の遺言代用信託商品とアメリカの撤回可能信託の信託条項の比較
 - (1) とりあげる具体的な信託
- ① 特約付指定合同運用金銭信託
- ② ノーザン・トラスト・コーポレーションの生前信託の雛形（Form 201）
- ③ 各信託の全体構成
- ④ 各信託の信託条項の違い
 - ① 委託者による撤回・変更の権利の有無
 - ② 委託者が受託者となる場合を想定した規定の有無
 - ③ 判断能力喪失時の財産管理に関する規定の有無
 - ④ 委託者の信託財産の交付に関する指図権の有無
 - ⑤ 信託財産の運用権限の有無
 - ⑥ 小括
5. おわりに
補論：エstate planning・ガイドブックとの比較—受託者の定めを中心

1. はじめに

高齢者の財産管理・財産承継のための信託として、アメリカでは、撤回可能信託（Revocable living trust）と呼ばれる信託が広く普及している。撤回可能信託は、委託者が受託者となる信託宣言の形で設定され、信託銀行や信託会社（以下「信託銀行等」という）が後続の受託者となる例が存在する。

一方、わが国では、信託銀行等の実務上、遺言を使わずに財産を承継させる機能がある信託商品を「遺言代用信託」と呼ぶことがある。このような遺言代用信託商品は、相続発生時に相続手続を経ずにスムーズに相続人に財産（特に金銭）を引き継ぎたいといったニーズや、自分の生存中は自身のために財産を管理・運用し、自分の死後は相続人に財産を承継したいといったニーズに応えるものとし

て提供されている。最近では、委託者の家族が受託者になり、委託者の判断能力喪失時の財産管理や将来の財産承継のために民事信託を設定する例が増加していることが指摘されている⁽¹⁾。もっとも、わが国において信託銀行等が取り扱う商品の範囲では、アメリカのように委託者が受託者となり、信託をいつでも撤回できるとするタイプの遺言代用信託は、現時点では提供されていないようである。

本稿では、日本よりも信託が普及していると言われるアメリカの撤回可能信託と日本の遺言代用信託について、両国で信託が活用される意義、両国の法制度や信託条項を比較し、どのような違いがあるかを概観する。比較を通じて両信託への理解が深まり、今後のわが国における信託のさらなる活用の一助となれば幸いである。

2. アメリカの撤回可能信託と日本の遺言代用信託の活用意義

(1) アメリカの撤回可能信託について⁽²⁾

アメリカでは、相続発生時に Probate と呼ばれる検認手続がある。この検認手続は、遺言がある場合には遺言の効力を確定させ、遺言がない場合には無遺言相続の規律に従い、遺産を収集・管理・分配する手続である。この手続は、相続人、受遺者、債権者等の利害関係者に通知したうえで、公開で行われる裁判手続であるため、多くの時間と費用がかかり、また、プライバシーが不特定多数の人々に晒されてしまうおそれがある。州によって事情は異なるものの⁽³⁾、撤回可能信託は、これらの不都合を回避するために、遺言代替の財産承継手法として広く普及している。

また、撤回可能信託は、委託者の判断能力喪失時の財産管理のためにも利用される。財産管理制度として、他に後見制度や持続的代理権制度があるが、後見制度は、裁判所による手續が煩雑であり、本人があらかじめ希望する通りに財産管理がされない可能性がある。持続的代理権制度は、本人または代理人が死亡すると代理関係が消滅してしまい、また代理人の権限が委任された範囲に限られること等の理由から、信託がより柔軟な財産管理手段として利用されている。なお、撤回可能信託において、自己信託の形態で設定されている場合は、委託者の判断能力が失われた場合のために、後継受託者を予め定めておくことが通常である。

なお、かつて撤回可能信託は、信託財産から生じる収益について受益者に課税されることを利用し、高所得者の委託者が低所得者を受益者に設定することで節税する目的で用い

られていたが、1924年の歳入法により委託者が受益者を兼ねていない場合であっても委託者に課税されることとなったことから、現在では撤回可能信託はこのような節税目的では用いられていない⁽⁴⁾。

(2) 日本の遺言代用信託商品について

日本では、相続制度において、遺言書検認手続（民法1004条）はあるものの、アメリカの Probate に相当するような検認手続ではないことから、これを回避するために遺言代用信託商品を利用するという目的はない。もっとも、遺言の場合、遺言執行に一定の手続・時間が必要であるのに対し、信託銀行等が提供する遺言代用信託商品を利用すればスムーズに財産を承継でき、例えば、相続発生時には家族が信託財産となっている金銭をすぐに受け取ることができるメリットがある。このことに加えて、遺言の場合、後継ぎ遺贈は無効とされる可能性があるのに対し、後継ぎ遺贈型受益者連続信託を利用すれば、自分の死亡時に財産を承継する者だけでなく、その先の承継先も決めることができる。

また、日本でも委託者が判断能力を喪失した場合の財産管理制度として後見制度があるが、裁判所の厳格な手續が必要であり、被後見人の財産の有効活用ができない等の課題が指摘されており、平成28（2016）年に制定された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づいて運用の改善などの取組みが進められている⁽⁵⁾。このような状況もあり、日本もアメリカと同様、委託者が希望する財産管理ができる柔軟性がある制度として信託が利用されつつある。

3. 統一信託法典における撤回可能信託と信託法における遺言代用信託の法制度の比較

(1) 信託の設定方法・委託者の能力

(i) アメリカについては、2000年に公表された統一信託法典（Uniform Trust Code、以下「UTC」という）第6編に撤回可能信託に関する規律が置かれていることから、主にUTCを取り上げる。UTCでは、信託の設定方法として、委託者の生存中または遺言その他の死因処分による移転、信託宣言、指名権の行使があるが（UTC 401条）、一般的に撤回可能信託は生前移転または信託宣言によって設定される。生前移転は日本の契約とは異なり委託者の単独行為であり、撤回可能信託の設定、変更、撤回等で要求される委託者の能力は、遺言を作成するために要求される能力と同一であるとされる（UTC 601条）。これは、死亡時の財産承継という遺言代用の機能を重視しているといえる。

(ii) 一方、日本の信託法において、信託の設定方法としては、契約、遺言および自己信託がある（信託法3条）。信託銀行等が提供する遺言代用信託商品については、契約で設定されることが一般的であり、この場合、委託者には行為能力が必要とされる。なお、自己信託を遺言代用として用いることに関しては、その利用できる範囲や可否について議論がある⁽⁶⁾。

(2) 委託者の撤回権その他の権利

(i) アメリカでは、UTCが定められる前の伝統的な判例法理においては、信託条項に委託者の撤回権を留保する規定を置かない限り、信託は撤回不能であるとされていた。し

かし、法律専門家でない素人が遺言の代替手段として信託を設定することが多くなり、信託条項に撤回権を留保する規定を置かなかつた結果、後になって撤回できずに困る事態が生じたことから、UTCでは、信託条項に明示的に撤回不能と定めていない限り、委託者は信託を撤回または変更できるとされている（UTC 602条(a)項）⁽⁷⁾。この委託者による信託の撤回または変更について、受託者の同意は必要とされない。

信託が撤回可能であり、委託者が撤回能力を有する場合、受益者の権利は委託者の支配に服し、受託者は委託者に対してのみ義務を負う（UTC 603条(a)項）。つまり、受益者の各種の権利は委託者が有するが、委託者が判断能力を失った場合には、受益者の各種の権利は受益者が有する⁽⁸⁾。

(ii) 日本の信託法では、90条1項に遺言代用信託として2つの類型が定められている。ひとつは、委託者の死亡時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得する定めのある信託（信託法90条1項1号）であり、もうひとつは、委託者の死亡時以後に受益者が信託財産に係る給付を受ける定めのある信託（信託法90条1項2号）である。両者の違いは、受益者となるべき者として指定された者が、1号の類型では委託者死亡時に初めて受益者となるのに対し、2号の類型では委託者死亡前から受益者となる点である。信託銀行等が提供している遺言代用信託商品の典型例は、委託者自身が当初受益者となり、委託者死亡後は委託者の配偶者や子等を第二受益者として指定するものである。

日本の信託法においては、委託者による信託の撤回・変更権について規定されておらず、信託行為で定めない限りは認められないのが

原則である。しかし、信託法90条1項に定められている2つの類型の遺言代用信託においては、信託行為に別段の定めがない限り、委託者は受益者を変更する権利を有する（信託法90条1項柱書）。信託法の立案担当者によれば、遺言代用信託は、死因贈与と同様の機能があり、死因贈与では贈与者がいつでもその贈与を解除することができる（民法554条、1022条）こととの平仄から、委託者が受益者を変更する権利を有することをデフォルトルールとしたことが説明されている⁽⁹⁾。ただし、アメリカの場合とは異なり、遺言代用信託において委託者が単独で信託を終了させて財産を取り戻すことができるという意味での撤回権は定められておらず、信託を終了することは委託者および受益者の合意（信託法164条1項）、信託を変更するときは委託者、受託者および受益者の合意（信託法149条1項）が原則として必要である（なお、委託者が当初受益者を兼ねている場合には、委託者単独で信託を終了させることはできる）。もっとも、信託契約において、委託者単独で信託を終了・変更することができる旨の別段の定めを置くことは可能である。

そして、信託法90条1項2号の受益者は、信託行為に別段の定めがない限り、委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない（信託法90条2項）。これは、信託法90条1項2号の信託について受益者としての権利を認めた場合、委託者による信託の変更・終了には原則として当該受益者の同意が必要になるが、これは委託者の通常の意思に沿わないため、このような規定が設けられている⁽¹⁰⁾。

なお、遺言代用信託において、その信託の受益者が現に存せず、または信託法90条2項

により受益者としての権利を有しないときは、委託者が受託者に対する監督権限を有し、受託者は委託者に一定の義務を負う（信託法148条）とされ、委託者の権利が強化されている。

（3）代理人による委託者の権利の行使

(i) アメリカの撤回可能信託では、委託者の撤回、変更もしくは信託財産の分配に関する権限は、信託条項または委任状によって明示的に権限が与えられている範囲においてのみ、委任状に基づく代理人によって行使することができる（UTC 602条(e)項）。また、委託者の財産管理後見人、または財産管理後見人が選任されていない場合における委託者の後見人は、財産管理もしくは後見を監督する裁判所の承認を得た場合にのみ、撤回可能信託の撤回、変更もしくは信託財産の分配に関する委託者の権限を行使することができる（UTC 602条(f)項）。

アメリカの信託は、日本の法定代理にあたる後見であれ、受益者代理人その他の代理であれ、代理人の介入は排除することが多い。上記のように、UTCは、信託行為で明示されない限り、代理人や後見人の権限行使を排除している。後述するノーザン・トラスト・コーポレーションの生前信託の雛形（Form 201）も、委託者の後見人や代理人による撤回権や変更権の行使を、明示で排除している（TENTH）。さらにForm 201は、後見代替としての利用を想定し、委託者の判断能力喪失の定めをおくが、裁判所の後見とは異なる、より広く柔軟な手続で、委託者の能力低下に対処しようとしている（FIRST）。後見に関する立法でも、後見は最後の手段とされ、後見人が選任されても、被後見人に代わって撤

回可能信託を変更または撤回する権限を行使する前に、受託者に通知し裁判所の許可を得るものとされる⁽¹¹⁾。

英米の信託は、受益者による裁判所を通じた受益権のエンフォースメントを前提に成り立っている。その意味で、信託にとって受益者の能力低下は大きな危機である。アメリカでも、この危機にどう対処するか議論は収束していないようであるが、後見や信託代理人を併存させるよりは、むしろ後続受益者に監督権限を与え、裁判所による介入は最後の手段とする方向性を探っているように見受けられる⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

(ii) 日本の信託法において、UTC のような規定は置かれていません。委託者の受益者変更権・信託撤回権は、遺言者の成年後見人が遺言の変更・撤回をできないことと同様に、委託者の成年後見人が法定代理人として行使することはできないとする見解⁽¹⁴⁾、受益者変更権の行使は後見事務の対象にならないが、信託撤回権については、委託者の生計のために信託を終了させる必要があり、信託行為に委託者に常に信託を終了させる権利が付与されている場合には、後見人が行使することはあり得るとする見解⁽¹⁵⁾等がある。

日本の後見代替としての信託利用は、受益者連続を想定せずに始まったため、このように後見との平仄がかなり意識される一方で、弱点を補うため受益者代理人や後見との併用が論じられる傾向が強いように見受けられる。しかし、今後、受益者連続型信託の利用が増えれば、こうした議論にも再考の余地があるかもしれない。

(4) 委託者の債権者の権利

(i) アメリカでは、撤回可能信託が遺言の

代替であることを正面から認め、委託者の生存中において、撤回可能信託の財産は、委託者の債権者の債権の引当となる（UTC 505条(a)項(1)号）。ここでは、信託財産の独立性や倒産隔離効は撤回可能信託にとっては必須とされていない。委託者が信託行為で撤回不能だと明記しない限り、委託者の債権者は、詐害行為の要件の有無を問わず、信託財産を差し押さえることができるということになる。

(ii) 日本では、遺言代用信託の委託者の債権者は、委託者が受益者を兼ねている場合には受益権を差し押さえることができるものの、信託財産を直接引当とはできない。なお、詐害信託の要件を満たせば、委託者の債権者は詐害行為取消請求ができる（信託法11条1項）。

(5) 受益者の債権者の権利

(i) アメリカにおいて、撤回可能信託については、受益者の権利は委託者のコントロールに服するとされ（UTC 603条(a)項）、また、撤回可能信託の信託財産は委託者の所有するものと扱われる（信託法リストメント25条(2)項）。したがって、受益者の債権者による差押はできない。委託者が死亡して撤回不能になれば、デフォルトでは差押はできるが、その場合も浪費者信託の定めが置かれていれば（置かれることが一般的である）やはり差押はできない。アメリカでは、撤回可能信託で、委託者以外の受益者の債権者が信託財産にかかる可能性は、現実にはほぼない。

(ii) 日本の遺言代用信託では、信託法90条1項1号の受益者は委託者死亡まで受益権を取得しておらず、また、同項2号の受益者は信託の効力発生時から受益権を有するもの

の、委託者死亡までは信託財産に係る給付を受けられず、かつ受益者としての権利を有しない（同条2項）。当該規律からは、受益者は委託者死亡までは確定的な権利を取得しておらず、委託者の死亡前に受益者の債権者は受益権を差し押さえられるかが問題になるが、信託法90条1項2号の信託では受益者は信託契約時から受益権を取得していることから権利性が認められ、また、同項1号の信託

においても、委託者死亡を停止条件として受益権を取得することができる地位を取得していることから、将来の請求権として受益者の債権者が差し押さえされることも可能と考えられる。このように日本では、遺言代用信託の定めとされる信託法90条も、後述する遺言代用信託を商品化した信託契約も、第二受益者に確定した権利を発生させ、受益者の債権者がかかってゆく余地を広げている⁽¹⁶⁾。

＜参考・UTCにおける撤回可能信託と信託法における遺言代用信託の比較＞

	アメリカの撤回可能信託	日本の遺言代用信託
信託の設定方法	委託者の生存中または遺言その他の死因処分による移転、信託宣言、指名権の行使（生前移転、信託宣言が一般的）	契約、遺言および自己信託（信託銀行等が取り扱う商品については契約による場合が一般的）
信託設定に要求される委託者の能力	遺言作成能力	契約による場合は行為能力
受益者変更権	信託条項で排除しない限り、委託者は受益者変更権を有する	信託条項で排除しない限り、委託者は受益者変更権を有する
信託撤回権	信託条項で排除しない限り、委託者は信託撤回権を有する	信託条項で明記しない限り、委託者は単独で信託を終了させることができない
代理人による委託者の権利の行使	信託条項等により権限が与えられている場合や裁判所の承諾がある場合は可能	受益者変更権は行使不可とする説、信託撤回権は行使可能な場合もあるとする説等が有力
委託者の債権者の権利	信託財産は委託者の債権者の債権の引当となる	信託財産は委託者の債権者の債権の直接の引当とならず、受益権を差し押さえられるのみ
受益者の債権者の権利	浪費者信託条項がない限り、受益権の差押さえが可能	浪費者信託条項に関する信託法の規律は存在しない。将来の請求権として受益者の債権者が差し押さえることも可能と考えられる。

4. 日本の遺言代用信託商品とアメリカの撤回可能信託の信託条項の比較

(1) とりあげる具体的な信託

① 特約付指定合同運用金銭信託

日本の遺言代用信託商品として、本稿では大手信託銀行から提供されている特約付指定合同運用金銭信託（以下「本信託1」という）をとりあげる。

本信託1は、委託者が、受託者となる信託銀行に自らの財産（金銭）を信託し、委託者の死亡時に信託財産を取得する者を定めるものであり、「相続発生後に配偶者や子供などが一定期間安定的に生活資金を受け取ることができるようにしておきたい」といった顧客ニーズに対応する信託商品である。委託者兼第一受益者が信託した金銭を同人の死亡後（相続発生後）に同人があらかじめ指定した第二受益者に一定期間定期定額で取得させる仕組みとなっている。銀行実務において相続発生後の預金等の払出には煩雑な事務手続きが伴うが、本信託1は、信託契約で予め委託者が指定した第二受益者に信託財産を支払うものとすることによって、委託者の相続発生時に第二受益者のみの請求による信託財産の受取りを可能としている。本信託1の契約は、指定合同運用金銭信託（元本保証あり⁽¹⁷⁾）の指定金銭信託約款（以下「本信託1約款」という）に上記第二受益者の指定等に関する特約（以下「本信託1特約」という）を附加したものとなっている。

第二受益者は、信託設定時に委託者兼第一受益者の法定相続人の中から、委託者兼第一受益者が1名指定する。遺言代用信託の2つの類型のうち、委託者の死亡時に受益者となるべき者として指定された者が受益権を取得

する定めのある信託（信託法90条1項1号）に該当する。もっとも、信託契約において委託者は第二受益者を変更することはできないとされ、これにより受託者は、委託者の相続発生時に、信託設定時に指定された第二受益者に円滑に信託財産を交付することが可能となる。

本信託1は、第二受益者が委託者によっても変更不可とされていることから第二受益者の権利が強いものとなっており、その結果、前述した委託者の遺言代用という機能のうち大きな要素が失われているということができる⁽¹⁸⁾。この意味で、本信託1は、実質的にアメリカの撤回不能信託に近い。また、本信託1では元本保証があるため預金としての側面が強い⁽¹⁹⁾。アメリカの信託で金融機関を受託者とするものには一般的に元本保証はなく、プルーデント・インベスター・ルールにより信託財産全体として健全で思慮深い投資が行われていれば元本毀損も受益者に帰属するのが原則である。日本では信託が必ずしも投資のために用いられないのに対し、一般的にアメリカの信託は長期的な投資を重視して利用されるといった違いがある。

本信託1のタイプの遺言代用信託商品は、現行信託法の制定後に信託銀行において取り扱われるようになり、一時期、契約件数を伸ばすこととなった⁽²⁰⁾。現在も信託銀行において取り扱われている定型的な商品のひとつであることから、本稿における比較の対象として取り上げることとする。もっとも、現在の信託銀行において取り扱われている遺言代用信託商品が必ずしもこのタイプに限られるものではなく、信託設定後の事後的な変更への対応や財産の規模・種類などによってバリエーションがあることに留意する必要がある。

② ノーザン・トラスト・コーポレーションの生前信託の雛形（Form 201）

アメリカにおける撤回可能信託として、ノーザン・トラスト・コーポレーション⁽²¹⁾（以下「ノーザン・トラスト社」という）が公表している、Marital Trust（配偶者のための信託）の機能を含む生前信託の雛形であるForm 201⁽²²⁾を取り上げる（以下ではForm 201を利用して設定される信託を「本信託2」という）。Form 201については信託条項の雛形と共に当該雛形の解説も記載されている。

本信託2は、委託者が自らの所有する財産のうち一定のものを合意により信託財産として受託者となる銀行に譲渡し、受託者は委託者の死亡後、葬儀費用や税金の支払いを行った上で、収益を委託者の配偶者に定期的に交付するものである。また、配偶者の死亡後は、委託者の子供に定期的に信託財産が交付される。目的の第一は、委託者死亡後の配偶者、および当該配偶者死亡後の委託者の子供の生活の安定を図ることにある。

Form 201には、「撤回可能信託合意：単独委託者一部分的婚姻信託」（REVOCABLE TRUST AGREEMENT One Settlor-Fractional Share Marital）というタイトルが付されている。本信託2は、ノーザン・トラスト社が単独受託者を務める点で、日本の信託銀行を受託者とする本信託1と比較しやすい。ただし、アメリカで設定される信託には多様なものがある。例えば、エステートプランニングの実務家によるガイドブックであるFrederick K Hoops, et al., *Family Estate Planning Guide* (Thomson Reuters 4th ed., 1998-2020)にも、付録として撤回可能信託の雛形（以下「Hoops 雛形」という）が収録されている（後述する補論で取り上げる）。

Form 201を検討するにあたって、これが多様な信託の中でどのような特徴をもつか、まず押さえておきたい。

まず、ノーザン・トラスト社が単独受託者となることは、決して唯一の選択肢ではない。同社自身も、複数受託者を置く場合の雛形Form 210⁽²³⁾とForm 211⁽²⁴⁾を公開している。またForm 201の注にも、複数受託者を置く場合に、受益者の1人が共同受託者となる場合には、自らを含む複数受益者について収益の蓄積、信託財産の支払い・分配に関与させるべきでないことが指摘されている。

また、単独受託者がおかれるとして、それがノーザン・トラスト社ないし法人である必然性もない。Form 201では、当初受託者が委託者自身となる規定の例を次のように掲げている（note 1）。

「私、JOHN DOEは、XX信託の委託者として、20XX年X月X日、自身を受託者とすることに合意する。」

このように、委託者が受託者たる自分自身と合意（agreement with myself）する規定となっている、自己信託である。この規定を採用した場合には、当初受託者である委託者が辞任した場合にノーザン・トラスト社が後継受託者になる旨の規定が併せて用いられる（note 31）。受託者の辞任は容易になっており（SEVENTH Section 9）⁽²⁵⁾、委託者の生前は委託者への通知、死後は収益の分配を受ける権利を有する各受益者への書面での通知によって、いつでも辞任することができる。後継受託者は、委託者の生前は委託者によって、死後はその時点で収益の分配を受ける権利を有する受益者の過半数によって、任命される。この時、受益者または受益者に法的義務を負う者は、受託者に任命することができない。

(2) 各信託の全体構成

まず、本信託1および本信託2の各信託条項の見出しを比較し、両信託条項の間に全体的にどのような異同があるかを確認しておこう。

本信託1特約および本信託1約款の各信託条項の見出しが、以下のとおりである。

【本信託1特約】

- 第1条 信託目的等
- 第2条 信託財産
- 第3条 信託期間
- 第4条 第1受益者
- 第5条 第2受益者
- 第6条 信託の終了事由
- 第7条 信託財産の交付
- 第8条 受益権の譲渡・質入等
- 第9条 届出事項
- 第10条 適用条項

【本信託1約款（抄※1）】

- 第3条 運用
- 第3条の2 当社の銀行勘定との取引等
※2
- 第4条 合同運用
- 第5条 信託の登記・登録等
- 第6条 元本補てん・予定配当率・利益補足
- 第6条の2 信託の分割等
- 第7条 租税・事務費用
- 第8条 収益金の計算日
- 第9条 利益処分・信託報酬・収益金の分配等

※1 本信託1の特約に定めのない事項について本信託の1約款が適用されることを踏まえ、約款については、本信託1特約に定めのない主要なものを記載

している。

※2 本信託1特約および本信託1約款において、「当社」とは受託者である信託銀行を指す。

本信託2信託条項雛形の各信託条項の見出しが、以下のとおりである。

【本信託2信託条項雛形 Form 201】

- | | |
|----------|--|
| 前文 | |
| FIRST | 指図による支払、能力喪失
(DIRECTED PAYMENTS,
DISABILITY) |
| SECOND | 租税および費用
(TAXES-EXPENSES) |
| THIRD | 家族 (FAMILY) |
| FOURTH | — |
| FIFTH | 配偶者のための信託
(MARITAL TRUST) |
| SIXTH | バイパス・トラスト
(BYPASS TRUST) |
| SEVENTH | 管理規定 (ADMINISTRATIVE PROVISIONS) |
| EIGHTH | 受託者の権限
(TRUSTEE POWERS) |
| NINTH | 追加 (ADDITIONS) |
| TENTH | 撤回権
(RIGHT TO REVOKE) |
| ELEVENTH | 適用法
(GOVERNING LAW) |

見出しの違いとして、本信託1では一つの信託が設定されることに対し、本信託2ではMarital Trust (FIFTH) およびBypass Trust (SIXTH) の二つの信託の設定が想定されていることが挙げられる。

本信託2について、アメリカでは配偶者間における財産の移転方法によって税負担が変わるために、信託の目的に応じた投資をしつつ税負担の軽減を図りたいという点があり、Bypass Trustは、保有資産が遺産税における控除額を超える夫婦において、その税負担を軽減するために利用される。基礎控除は1人あたり1,292万ドル、夫婦で2,584万ドルであるため、Bypass Trustを必要とする者は相当な資産家となるといえる。本信託1の申込金額は1契約あたり500万円から3,000万円であるが、これと比較すると、本信託2の信託財産の金額は本信託1よりも非常に大きな金額となることが想定される。

本信託2では、まず、同信託設定後、妻が相続しない財産はBypass Trustに移行される。Bypass Trustによる収益受益権は妻に交付されるように設定されているが、Bypass Trustに移行された財産は、妻の病気治療等の一定の場合を除き、妻には交付されない。次に、妻が死亡すると、Bypass Trustの財産はMarital Trustの財産と共に委託者の子供に移転する。このときにMarital Trustの資産は遺産税の対象となるが、Bypass Trustの資産は遺産税の対象とならない。Bypass Trustの財産については、収益受益権を除いて、妻は生前に利用することができなかつたためである。このように、Bypass Trustの財産については二次相続のときに遺産税を回避することができるところから、Bypass Trustと呼ばれる。

本信託2では、Marital Trustの元本の支払いは受託者が委託者の妻の健康等のために必要だと判断したときに行うこととされており(FIFTH SECTION 1)、元本の支払いにおける受託者の裁量が定められている。これは上述した税法上の考慮を反映したものである。

なお、本信託2の特徴として、委託者の妻(第二受益者)における受益者指名権の範囲が「my descendants」となっている点がある(FIFTH SECTION 3)。「my」は委託者である夫を指しており、妻の受益者指名権の範囲は委託者の直系卑属に限定される。他方、限定された範囲とはいえ妻が受益者指定権を有しているため、Marital Trustには配偶者控除が適用される。すなわち、この条項は、自己の財産を妻に移転しつつも妻の死後の財産の移転先を自己の子や孫に限定したい(妻の連れ子や妻の再婚相手との子には移転させたくない)、かつ、税負担の軽減も図りたいという、委託者の意向を反映したものとなっている。

【本信託2信託条項雛形 Form 201(抄)】

FIFTH: 配偶者のための信託 (MARITAL TRUST)

SECTION 1: 元本の取崩し (PRINCIPAL INVASION)

受託者は、私の妻に対し、受託者の知る妻の他の収入を考慮しつつ、合理的な快適さを伴った健康と扶養のために必要または望ましいとされる額を、隨時、元本から支出することができる。

SECTION 3: 遺言による限定された受益者指名権 (LIMITED TESTAMENTARY POWER OF APPOINTMENT)

私の妻が死亡した場合、Marital Trustは、妻が本受益者指名権に明示で言及する遺言により指定する権限、方法および割合で、私の直系卑属とその配偶者、慈善、科学、教育目的のために保持され、または、子孫のうち1人もしくは複数の子孫または信託に分配されるものとする。

以上に加えて、本信託1では信託財産の範囲が金銭に限定されることのほか、法定相続人の一人が第二受益者となり、二次相続までは考慮されていない。これに対し、本信託2では信託財産の範囲が広く、妻だけでなく妻の死後の子供への二次相続および税負担の軽減も考慮している点が違いとしてあげられる。また、本信託1と異なり、本信託2では委託者が信託を撤回する権利について独立して規定されている点も違いとして挙げることができる（TENTH）。

（3）各信託の信託条項の違い

本信託1と本信託2は、委託者が財産の一部を自らの死亡後に法定相続人に円滑に承継させるニーズに応える点では共通するものの、主に以下の点で違いがみられる。

① 委託者による撤回・変更の権利の有無

本信託1では、委託者兼第一受益者の死亡時に信託財産の交付を定時定額で受領することになる第二受益者となるべき者は、本信託1設定時に委託者によって指定される（本信託1 特約5条1項）。そして、委託者は、当該第二受益者を変更すること、および、他の者を第二受益者となるべき者として指定することできないとされている（同条4項）。また、委託者は、本信託1の信託契約を撤回

できないものとされている（本信託1特約1条2項）。

遺言代用信託の特例である信託法90条は1項において「委託者は、受益者を変更する権利を有する。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」と規定するところ、本信託1特約5条は、信託法90条1項但書に該当し、委託者の受益者を変更する権利を制限している。これは、当該制限により委託者による遺言等といった受託者の閑知しない方法による第二受益者の変更を防止する趣旨である。受託者は、当該制限によって、委託者の相続発生時に本信託1設定時に定めた第二受益者に円滑に信託財産を交付することが可能となる。

一方、本信託2では、「私は、受託者に交付する書面（遺言書を除く）により、いつでも本合意の全部または一部を変更し、または撤回することができる」と規定され、委託者がいつでも信託条項の一部または全てを修正または撤回できる権利を定めている（TENTH）。

これらの違いは、本信託1は遺言にはない機能として、第二受益者の変更の制限による受託者から第二受益者に対する信託財産の交付の円滑化に意義があるのに対し、本信託2は委託者の意思のみでいつでも撤回可能という遺言と同様の効果を維持しつつ、検認手続を回避すること等に意義があることによる差異であると考えられる。

また、本信託1では委託者の後見人による権利行使についての規定は置かれていないのに対し、本信託2信託では、「この権限は私個人に専属し、私の未成年後見人、成年後見人、代理人またはその他の者が行使することはできない」と規定されており、後見人によ

る委託者の信託の変更および撤回の権利行使の禁止が明記されている（TENTH）。

これは、わが国の信託法では後見人による委託者の権利行使に関する規定がないのに対し、UTCでは撤回可能信託について後見人による委託者の権利行使に関する規定があることから（UTC 602条(e)項）、同信託において後見人による当該権利行使を望まない場合は信託行為に当該権利行使を禁止する旨を明記しておく必要があることを反映したものと思われる。

【本信託1特約（抄）】

第1条（信託目的等）

(1) この信託契約の目的は、信託された金銭を受益者のために利殖すること、および、委託者の死亡後、委託者があらかじめ指定した信託財産の受取人（以下「第2受益者」といいます）に指定の方法により信託財産を交付することを目的とします。

(2) 委託者は、この信託契約を遡及的に解除（撤回）することはできません。また、遺言により解約の申し出をすることはできません。

＜中略＞

第5条（第2受益者）

(1) 委託者は、この信託契約の申し込みの際に、当社所定の書面により、第2受益者となるべき者を指定するものとします。第2受益者は1名とします。

(2) 第2受益者は、第1受益者（委託者）が死亡したときに受益権を取得します（以下この受益権を「第2受益権」といいます）。

＜中略＞

(4) 委託者は、遺言による方法も含めて、第1項により指定した第2受益者を変更す

ること、および、第1項による指定後に他の者を第2受益者となるべき者として指定することはできません。ただし、第1項により指定した第2受益者が死亡した場合その他やむを得ない事由のため、委託者からお申し出があり、当社でこれを適当と認めたときは、この信託契約の全部を解約し新たな第2受益者の指定を行う信託契約締結に応ずることができます。

＜以下略＞

【本信託2信託条項雛形（抄）】

TENTH: 撤回権(RIGHT TO REVOKE)

私は、受託者に交付する書面（遺言書を除く）により、いつでも本合意の全部または一部を変更し、または撤回することができる。撤回に關係するいかなる信託財産も、私が指示するとおりに私または第三者に譲渡されるものとする。この権限は私個人に専属し、私の未成年後見人、成年後見人、代理人またはその他の者が行使することはできない。

② 委託者が受託者となる場合を想定した規定の有無

本信託1では、信託銀行が受託者となる場合のみが想定されている（本信託1約款1条1項）。これは、本信託1の目的として、委託者の相続発生時において法定相続人が遺産分割協議を経ずに信託財産となっている金銭の交付を可能とするものであることを反映したものということができる。

本信託2では、本信託1と同様、金融機関が受託者となる場合が想定されているものの、本信託1とは異なり、委託者自身が受託者となる場合についての条項例が用意されて

いる（note）。

上記の違いは、わが国では、信託銀行の実務上、自己信託による遺言代用信託が想定されていないのに対し、アメリカにおいて遺言代用のための撤回可能信託が受託者が金融機関となる形態だけでなく、委託者自身が受託者となる自己信託の形態で用いられる事を表していると言える。

【本信託1約款（抄）】

第1条（信託目的、追加信託、受入証券類の決済・不渡り）

（1）委託者は、証書面（通帳式の場合通帳）記載の金銭（以下この信託約款にしたがい信託された金銭を「信託金」という）を受益者のために利殖する目的で信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。

＜以下略＞

【本信託2信託条項雛形（抄）】

信託の合意（TRUST AGREEMENT）

私（JOHN DOE）は、20XX年X月X日、XX信託の委託者として、ノーザン・トラスト社を受託者として本合意をする。

※注：「私」とは委託者を指す。

【本信託2信託条項note】

委託者が本信託の当初受託者となる場合、（i）201-20頁に記載されている受託者の交代による承継条項および201-36頁に記載する代替的な遺言条項を使用し、また、（ii）以下を第1文と置き換えるものとする：

私（JOHN DOE）は、20XX年X月X日、XX信託の委託者として、自身を受託者として本合意をする。

③ 判断能力喪失時の財産管理に関する規定の有無

本信託1では、委託者について成年後見が開始された場合等には、成年後見人等が受託者が定める届出事項について受託者に対し届出を行う旨が規定されているが（本信託1約款20条2項）、受託者は委託者の健康維持のために必要な支出を信託財産から行うことができるといった規定はない⁽²⁶⁾。

一方、本信託2では、受託者は委託者の健康維持等といった委託者の利益のために信託財産から支払を行える旨が定められている（FIRST）。これは、後見代替としての信託利用の条項である。すなわち、本信託2では、委託者の判断能力喪失時において、受託者が委託者のために必要と考える積極的な支払が可能となっている。また、委託者の判断能力喪失の判断に関し、裁判所によらず委託者があらかじめ定める医師等によって委託者の判断能力の喪失の有無を判断することが可能となっており（FIRST）。これにより、後見制度が開始される法的な能力喪失の有無にかかわらず、より幅広く、病気、精神的および身体的な障害、または経済的な事由などによって、委託者が適時かつ十分な理解を伴った判断を下すことができなくなった場合に、後見制度によらずとも、受託者は委託者のために必要な支払等を行えるようになっている（支払可能となる支出も後見制度を利用した場合よりも広い範囲に及ぶ）。この規定により、本信託2は、後見制度や裁判所を回避し、委託者が信頼を置く一人および医師の判断のみで後見代替信託へ移行することができる。

上記の違いは、アメリカの撤回可能信託は委託者の意思能力喪失時の財産管理も目的の一つとされているのに対し、わが国の遺言代

用信託商品は判断能力喪失時の財産管理を直接の目的としていないことに基づくものと考えられる⁽²⁷⁾。

加えて、アメリカの撤回可能信託では、通常、受託者の裁量権はかなり広めに認定されており、受託者が幅広い裁量権行使することで個別事情に対応しているとされる⁽²⁸⁾。本信託2信託条項雛形のFIRSTは、受託者が受益者の健康維持等のために必要と考える支出を行える旨規定しており、これは、アメリカの撤回可能信託における受託者の幅広い裁量権をあらわしているといえる。

【本信託1約款（抄）】

第20条（届出事項の変更、証書・通帳の再発行）

＜中略＞

(2) 委託者、その相続人または受益者について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合には、直ちに成年後見人等または任意後見人の氏名その他当社が定める事項を書面によって取引店にお届けください。すでに補助・保佐・後見の審判を受けている場合または任意後見監督人が選任されている場合、もしくはこれらの届出事項に取消または変更等があった場合も同様にお届けください。

＜中略＞

(5) 第1項および第2項の場合、当社は、信託金もしくは収益金の支払いまたは証書（通帳式の場合通帳）の再発行を当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

【本信託2信託条項雛形（抄）】

FIRST: 能力喪失（DISABILITY）

私が自分の事柄を処理できないときは、受託者は、いつでも信託財産の収益および元本から私とその扶養家族のために合理的な快適さを伴った健康と扶養のために必要なまたは望ましいとされる金額を使用し、または、受託者が私のために最善の利益と考えるその他の目的のために使用することができる。

本合意において、私が法的に能力を喪失した場合、または、病気、精神障害もしくは身体障害のために金銭的な諸問題について迅速かつ知的に検討する能力を喪失した場合、私は自分の事柄を処理できないものとする。私の能力の喪失に関する判断は、XX および私の医師、または、それらの者のうちのいずれか生存している者が行うものとし、受託者はその判断を通知する書面に依拠することができる。

④ 委託者の信託財産の交付に関する指図権の有無

本信託1では、信託財産の交付は第一受益者である委託者が死亡したときに第二受益者に対して行われるものとされている（本信託1特約7条）。委託者生存中における委託者の信託財産の交付に関する指図権は認められていない。

一方、本信託2では、委託者の生存中は信託財産の収益および元本全ての支払に対して委託者の指図が及ぶこととされている（本信託2信託条項雛形FIRST）。

上記の違いについて、本信託1では信託財産に委託者のコントロールが及ばないように

する点に意義があるのに対し、本信託2では委託者の生存中は信託財産について委託者のコントロールが及ぶようにしている点の違いが反映されているといえる。

【本信託1特約（抄）】

第7条（信託財産の交付）

＜中略＞

(2) 第1受益者（委託者）の死亡により第2受益権を取得した第2受益者は、当社所定の方法により信託財産の交付請求をするものとします。

＜以下略＞

【本信託2信託条項雛形（抄）】

FIRST: 指図による支払

(DIRECTED PAYMENTS)

私が生存している間、受託者は、私が指図するとおりに、私または第三者に対して信託財産の収益および元本の全てまたは一部を支払うものとする。

⑤ 信託財産の運用権限の有無

本信託1は指定運用の金銭信託であり、信託財産の運用権限は受託者にある（本信託約款3条1項）。

本信託2では、委託者が生存しており、かつ、判断能力を喪失していない間、委託者が信託財産の運用権限を有する（本信託2信託条項雛形 SEVENTH SECTION 19(a)）。委託者の運用権限行使による信託財産の毀損については、受託者は免責される（同 SECTION 19(b)）。

上記の違いについても、本信託1では信託財産に委託者のコントロールが及ばないようにする点に意義があるのに対し、本信託2で

は委託者の生存中は信託財産について委託者のコントロールが及ぶようによっている点の違いが反映されているといえる。

【本信託1約款（抄）】

第3条（運用）

(1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産（「信託財産」とは信託金およびその運用その他の事由により取得した財産をいう。以下同じ）の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。

＜以下略＞

【本信託2信託条項雛形（抄）】

SEVENTH: 管理規定

(ADMINISTRATIVE PROVISIONS)

以下の規定は、本合意に基づく信託財産および各信託に適用するものとする。

SECTION 19: 委託者の投資権限

(SETTLOR'S INVESTMENT POWERS)

受託者の一般的な投資権限にかかわらず、私が生存しあつ私の事柄を処理する能力を喪失しない限り

(a) 私は、信託財産の保持および売却、また信託元本による資産の購入を指図する権限を持つものとする。

(b) ＜中略＞

本条に基づいて行為しているという受託者の表明は、受託者と取引を行う全ての者を完全に保護する。受託者は、本条に基づいてした行為の結果として生じる損失について一切の責任を負わないものとする。

⑥ 小 括

前述のとおり、本信託1と本信託2の契約書を比較すると、主に、委託者による撤回・変更の権利の有無、委託者が受託者となる場合を想定した規定の有無、および、判断能力喪失時の財産管理に関する規定の有無について違いがあるといえる。また、本信託1では信託設定後に委託者の信託財産に対するコントロールが及ばないのに対し、本信託2では信託設定後も信託財産に対するコントロールが及ぶ点が大きく異なっている。これらの違いは、本信託1が委託者の相続発生時において遺言によらずに金銭を交付する機能を提供することを目的としているのに対し、本信託2は委託者の遺言代替および判断能力喪失時の財産管理をも目的としていることなどに起因するものと考えられる。

5. おわりに

アメリカにおける信託のあり方は多様であり、今回の検討はあくまで一つの信託雛型を検討したにとどまる。しかし、アメリカの遺言代替信託の実務においては、委託者から配偶者への財産承継と、夫婦（同性カップルも含む）から子への財産承継とを組み合わせた、日本流にいえば、遺言代用信託と受益者連続型信託を組み合わせた形をとるのがかなり一般的であることが伺える⁽²⁹⁾。アメリカでは、後見代替も受益者連続型信託の中に位置づけられるため、日本のように信託代理人をつけることは稀で、むしろ前後の受益者による信託のエンフォースを期待するといった信託実務も、ここから伺える。アメリカでは、信託合意の定めは信託実体法や税法をにらみながら起草されるし、逆に信託関係法や税法も、

信託実務とそこからの要望をふまえる形で変容してきた。

今回のアメリカの信託合意の検討は、直ちに日本の信託法や信託実務に引き直すことはできない。しかし以上の検討は、信託実務が、信託実体法、業法等の規制立法、税法など関連法規と密接な関係をもって展開していることも示唆する。日本でも民事信託や家族信託への関心が高まる中で、信託法の遺言代用信託の定め（信託法90条）、信託業法による規制のありかた、税法が受益者連続型信託にとって禁圧的であること⁽³⁰⁾、など信託の活用と関係法制とのミスマッチも指摘されつつある。信託法と実務のありかたを、具体的な信託合意の定めや関係法制と照らし合わせつつ検討することは、今後も意義をもってくるようと思われる。

補論. エステートプランニング・ガイドブックとの比較—受託者の定めを中心に

アメリカの撤回可能信託の雛形については、金融機関の作成した雛形であるForm 201のほかに、エstate Planningの実務家によるガイドブックとして、Frederick K Hoops, et al., *Family Estate Planning Guide* (Thomson Reuters 4th ed., 1998-2020) があり、同書の付録に撤回可能信託の雛形が収録されている。以下では、補論として、アメリカの撤回可能信託に関する参考情報として、Hoops 雛形と Form201とを比較する。また、本論で取り上げた Marital Trust と Bypass Trustについて、アメリカの連邦税法における基礎控除も踏まえて概説する。

I. 受託者の交代

Hoops 雛形と Form 201との間にはいくつか違いがあるが、その一つが受託者の交代、すなわち受託者の辞任と任命の規定である。Hoops 雉形は、当初の単独受託者を委託者自身としている。委託者が死亡した場合には、委託者の配偶者が受託者に任命される（Article TWO Section B）。Hoops 雉形の規定は必ずしも明確ではないが、撤回可能信託では、受託者の追加は容易である。委託者が死亡するか判断能力を失うまでに、複数の受託者が共同受託者として任命されることが想定される。

Hoops 雉形も、Form 201と同様に、受託者は委託者への書面での通知か、委託者が死亡している場合には現存の受益者への書面での通知で辞任できるとしている。ただし、Hoops 雉形では、Form 201と異なり、辞任は通知の到達から30日後に効果を生ずる（Article TWO Section C）。受託者の辞任には、コモン・ローの伝統では裁判所の許可を要したが、アメリカでは徐々にその要件が緩和されてきている。第3次信託法リストイメントは受益者の同意を要するに留め、さらにUTCは受益者、委託者、共同受託者への30日前の通知でよいとしている（UTC 705条）。UTCのコメントは、こうした要件の緩和は、一般的な信託行為の規定に倣うものと説明している。Hoops 雉形はUTCに沿うものであり、Form 201は30日前の要件を省略する点で、さらに辞任の要件を緩和する立場がとられている。

Form 201には受託者解任の規定は置かれていません。Hoops 雉形では、自然人受託者については解任・交代の定めはおいていないが、法人受託者については、現在受益を受ける権

利を有する受益者の過半数によって、解任できるとされている（Article TWO Section E）。受託者の解任は、本来は裁判所が関与する重い手続によらなければならない（UTC 706条）。Hoops 雉形からは、自然人受託者と法人受託者に対する期待の違いを推察することができる。受益者が自然人受託者を解任できない、ということは、委託者が選任した受託者は辞任するまで存続し、委託者が信託の運用分配を託した人が受益者の意向に優越することを示唆する。これに対して、法人受託者は受益者によって解任できる、ということは、法人受託者に対しては専門的技量ではあるながら、代替可能な能力が期待されていることを示唆する。

II. 信託の規模

Form 201は、Marital Trustと題されているように、配偶者間の財産承継が重要な位置を占めている。加えて内容をみると、子への財産承継についても定めがおかれている。この点で重要なアメリカ連邦税法の特徴は、基礎控除が1,292万ドル（2023年）と大きいこと⁽³¹⁾、配偶者への財産承継に遺産税が課税されることである。Form 201も、Marital TrustとBypass Trustへの分割など、アメリカの連邦税法における基礎控除を最大限に活用することを目的とした規定が多い。

このことはいくつかの含意を伴う。配偶者への基礎控除の承継を念頭に置くということは、いずれかの配偶者の財産が基礎控除を超える可能性が一定程度あることを意味する。すなわち、Form 201を用いる信託の財産の規模は1,292万ドルを超える可能性が高く、配偶者を合わせると2,584万ドルの規模も想

定される可能性がある。これは1ドル100円としても25億8,400万円であり、日本の遺言代用信託が想定する3,000万円の上限と比べると、格段に大きいことを示唆する。資産の規模が違えば、資産の投資・運用のありかた、裁量権を誰が保有するか、委託者が裁量権を保有する場合に能力が低下した場合の扱いなど、信託の様々な側面について異なる考慮が及びうる。基礎控除という租税政策の違いが、日米における信託サービスの規模に大きな差を生じさせている、という含意を導くことも許されよう。

なお、Hoops 離形では、Marital Trust と Bypass Trust の分割など、配偶者への財産承継に関する税法の考慮は目立たない。これからは、Form 201の想定する信託が、Hoops 離形で想定する信託よりも大きな規模であることが推測される。このことは、Form 201が法人受託者の活用を想定するのに対し、Hoops 離形が家族信託的な色彩が強いことと対応しているかもしれない。ただし、Hoops 離形も、後述の QTIP 信託の適用を想定する条項を置いており、Form 201との違いをあまり強調すべきでないかもしれません。また、2011年の税法改正により、基礎控除が配偶者への財産承継とともに承継されることとされたため、多くの場合 Marital Trust と Bypass Trust に分割する必要性は減じたとされる。

III. Marital Trust と Bypass Trust の概要

(1) Marital Trust

既に述べたとおり、Form 201は委託者の死亡とともに、Bypass Trust と Marital Trust とに分割される。このうち Marital Trust は配偶者への財産移転に対する課税が

なさない税法上の規定（配偶者控除）を活用することを目的としたものである。

① 配偶者控除と基礎控除

配偶者間の財産移転は、その額の多少を問わず、贈与税や遺産税の対象にはならない（内国歳入法典2056条）。これは、夫婦は経済的に一体のものとみなすものであり、またアメリカの夫婦財産制度が大きく夫婦共有財産制の州と夫婦別産制の州に分かれているところ、そこでの差異を生じさせないためのものもある⁽³²⁾。このルールを実質として見ると、先に死亡した配偶者の遺産のうち、生存配偶者に移転された財産については、生存配偶者が死亡するまで贈与税や遺産税の課税が繰り延べされることを意味する。生存配偶者の保有する財産が相対的に少なければ、生存配偶者の基礎控除額も利用することができる。

Form 201で委託者の死亡した後に二つの信託が設定されているのは、基礎控除と配偶者控除を最大限に活用しようという意図によるものである。Bypass Trust は、配偶者に移転されず、すなわち配偶者をバイパスする形で財産移転がなされるもので、これは典型的には基礎控除の枠内で設定される（Form 201 SIXTH）。Marital Trust はその残りであり、配偶者控除を介した課税の繰り延べと、可能であれば生残配偶者の基礎控除の利用が図られる（Form 201 FIFTH）。

② 終了可能性のある財産権について控除を認めないルール

配偶者控除は、財産権の移転を受けた生存配偶者が、生前に費消または処分することを想定している。費消されてしまえば課税

はないが、配偶者が処分すればその時点では課税がなされる。この趣旨に照らせば、配偶者が生前に費消も処分もせずに終了するような財産権は、配偶者控除は認めるべきではないことになる。これを、「終了可能性のある財産権について控除を認めないルール nondeductible terminable interest rule」という（内国歳入法典2056条(b)(1)；以下 terminable interest を「終了可能権」という）。

終了可能権は控除できないというルールには、5つの例外がある（内国歳入法典2056条(b)(3)、(5)、(6)、(7)）。Form 201が活用するのが、適格終了可能権財産（Qualified Terminable Interest Property (QTIP)）とよばれる例外である（内国歳入法典2056条(b)(7)）。

この例外は、被相続人が生存配偶者に遺産を実質的に処分する権限を与えつつ、生存配偶者の死後の財産処分については一定の制約を課すことを許容したものである。被相続人は、生存配偶者に処分権を与えたいとしても、生存配偶者の連れ子や、被相続人の死後に生存配偶者が結婚した相手に財産が渡ることは避けたいと思う場合がある。こうしたニーズに応えるため、終了可能権でも次の2つの条件を満たす場合には、配偶者控除が認められる。2つの条件とは、(I) 生存配偶者が生涯にわたってすべての収益を受け取る権利を有し、毎年かまたはより高い頻度で分配がなされ、かつ信託財産が収益を生ぜしめるものであるか、配偶者が受託者に対し収益を生ぜしめるものにするよう強制することができることと、(II) 配偶者を含めていかなる者も、配偶者の生存中に配偶者以外の者に受益者指名することができないこと（内国歳入法典2056条(b)(7)(B)(ii)）である。

Form 201は、委託者の遺言執行者または

受託者が QTIP を選択できるものとしている（FIFTH SECTION 2）。このため、収益について、妻の生存中は四半期ごとに支払いを行うこと、と上記の条件(I)に対応する規定を置いている（FIFTH SECTION 1）。元本については、受託者に一定の基準の下で裁量権が与えられている。受託者は、妻の他の収入を考慮しつつ、合理的な快適さを伴った健康と扶養のために必要または望ましいとされる額を、元本から支出できるとしている（FIFTH SECTION 1）⁽³³⁾。受託者の裁量により、妻による処分権限が制約されているが、妻以外の者に分配されない点で、条件(II)も満たされる。

なお、配偶者を信ずることができれば、QTIP 信託を用いる必要はない。Form 201も QTIP 信託の代わりに配偶者に Bypass Trust に残す以外の財産をすべて与えてしまう代替条文を準備している（note 7）。また、配偶者に生涯権と一般的な受益者指名権を与えることも可能である（note 10、内国歳入法典2056条(b)(5)）。

③ 妻の受益者指名権

妻が死亡すると、典型的には子への財産承継が生じ、遺産税の支払い義務が生ずる。配偶者控除は、その意味で節税ではなく、課税の繰り延べである。QTIP が選択されていれば、配偶者の死後の残余権については、委託者がかなり自由に設定できる。

Form 201は、妻が死亡した場合には、Marital Trust の信託財産は、委託者の直系卑属およびその配偶者、ならびに慈善、科学または教育目的のうち一つまたはそれ以上に對し、妻が遺言で指定する受益者ないし公益のために信託されるか分配されるものとして

いる（FIFTH SECTION 3）。子供とチャリティの間で、どのように財産を分配するかについて、基本的には配偶者に判断を委ねる受益者指名権である。ただし、指名の対象が委託者の直系卑属（my descendants）とされているため、配偶者の連れ子や第二の結婚による配偶者や子に分配されることはない。ただし、妻への信頼がもっと低いのであれば、こうした受益者指名権を与えないことも可能である。この場合、Marital Trust の信託財産は、Bypass Trust に支払われる（note 13）。

（2）Bypass Trust

Marital Trust は、配偶者控除を利用するため、受益者は配偶者でなければならなかつたが、Bypass Trust にはその制約がない。このため、Bypass Trust は、配偶者と子とともに受益者としている。

① 収益と元本

収益は、Marital Trust 同様、4 半期ごとに妻に支払われる（SIXTH SECTION 1）。妻に加えて子にも収益を分配する定めにすることも可能である（notes 16, 17）。

元本からの支払いも、受託者に一定の基準を示しつつ裁量権を与える点は、Marital Trust と似ている。妻の他の収入を考慮しつつ、合理的な快適さを伴った健康と扶養のために必要または望ましいとされる額が、元本から支出できる。加えて、Marital Trust と異なり、委託者の子であって妻に依存する者の合理的な快適さを伴った健康と扶養、および教育（いわゆるポスドクも含む）のために必要または望ましいとされる額についても、元本から支出できる（SIXTH SECTION 1）。

ただし、元本から妻への支払いは、まずは Marital Trust からなされ、Marital Trust の信託財産の売却可能な財産を尽くしてから、Bypass Trust の元本からの支払いがなされることになる。

② 妻の死亡と信託財産の分配

妻が死んだ場合には、Marital Trust と同様に、対象を委託者の直系卑属とチャリティに限定する形であるが、妻の遺言による受益者指名権に従った分配か信託設定がなされる旨の定めがある（SIXTH SECTION 2）。受益者指名権を妻に与えるか否かは、委託者の自由である（notes 19, 20）。

妻が受益者指名権を行使しなかった場合は、Bypass Trust の信託財産を子の数で均等に分割し、それぞれの子を受益者とする信託に分配するものとされる（SIXTH SECTION 3）。この点については、様々な定めがあり得る（notes 21-24）。子への収益の支払いと元本からの支払い（SECTION 4）、子による引き出し（SECTION 5）、子による受益者指名権（SECTION 6）が定められる。

【注】

- (1) 例えば、八谷博喜「家族を受託者とする信託（民事信託）の現状とその課題」信託法研究45号15頁以下（2021年）。
- (2) アメリカで撤回可能信託が設定される目的について、大塚正民＝樋口範雄編著『現代アメリカ信託法』82頁以下（有信堂高文社、2002年）[沖野眞巳]を参照。
- (3) 溜箭将之「アメリカにおける財産承継の動態—統一遺産管理法典と検認対象外財産承継」道垣内弘人編『各国における遺言執行の理論と実態』159頁以下参考（トラスト未来フォーラム、2020年）。
- (4) 撤回可能信託が撤回不能信託と比べて必ずしも税制上有利といえないことについて、溜箭将之「委託者による信託支配—英米比較」樋口範雄＝神作裕之編『現代の信託法—アメリカと日本』27-28頁（弘文堂、

2018年) 参照。

- (5) 具体的な取組みの内容について、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」令和4年3月25日閣議決定(<https://www.mhlw.go.jp/content/000917303.pdf>)を参照。
- (6) わが国では、信託を設定すると信託財産の所有権が受託者に移転し当該信託財産の名義が受託者となることから、委託者となる高齢者の意識として、判断能力があるうちに自己の財産が他人である受託者名義になることに対する抵抗感があるともいわれている。そこで、わが国においても、自己の財産が他人である受託者名義になることを避けるために委託者である自らが受託者として管理すると共に第一受益者となり、判断能力喪失後は後継受託者に信託財産を管理させ、死亡後は自らがあらかじめ指定した第二受益者に財産を給付させる信託を設定できるか否かという問題が論じられている。すなわち、自己信託(信託法3条3号)による遺言代用信託の設定は、信託法90条2項が第二受益者について「委託者が死亡するまでは、受益者としての権利を有しない」と規定していることとの関係で、受託者が受益権の全部を固有財産で有する状態となり、信託の終了(信託法163条2号)を生じさせるのではないかが問題となり得る。この点については、田中和明編『信託の80の難問に挑戦します!』(日本加除出版、2021年)204-208頁【田中和明】、および、能見善久「Ⅱ信託を用いた財産管理・財産承継の機能 遺言代用信託」トラスト未来フォーラム編『信託その他制度における財産管理継承機能』44-46頁(トラスト未来フォーラム、2021年)等で検討されている。一定の要件を満たせば自己信託による設定も可能とする余地があると考えられる。
- (7) 大塚=樋口編著・前掲(注2)101-102頁【沖野】。
- (8) 大塚=樋口編著・前掲(注2)106頁【沖野】。
- (9) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法 [補訂版]』256頁(商事法務、2008年)。
- (10) 寺本・前掲(注9)257頁。
- (11) Uniform Guardianship, Conservatorship, and other Protective Arrangements Act § 414(5)(American Law Institute 2017).
- (12) David J. Feder & Robert H. Sitkoff, *Revocable Trusts and Incapacity Planning: More than Just a Will Substitute*, 24, ELDER L.J. 1, 40 (2016).
- (13) 後述するノーザン・トラスト社のform 201においても、委託者の判断能力が低下した場合、受託者は

信託財産を委託者兼第一受益者のために支出することができるとしている反面、第二受益者のための支出は想定されていない(FIRST)。第二受益者による受託者の監督を想定したものと考えられる。

- (14) 能見・前掲(注6)49頁。
- (15) 田中和明編著『新類型の信託ハンドブック』239頁(日本加除出版、2017年)【佐久間亨】。
- (16) 債権者による差押えのほかに、第二受益者が死亡したときの相続も問題となる。
- (17) なお、元本保証のある金銭信託は預金保険制度の対象とされる。
- (18) 受益者の変更ができないことに着目すると、本信託1は、遺言者による自由な撤回が認められる遺言よりもむしろ死因贈与に近いことができる。信託は本人の意思に基づく財産の承継を可能とする仕組みであるが、一言に財産の承継と言っても、その動機や実現のためのスキームは様々であり得る(小出篤「『遺産動機』実現スキームとしての信託」前田重行=神田秀樹=神作裕之編『前田庸先生喜寿記念 企業法の変遷』151頁以下(有斐閣、2009年)参照)。本信託1のような金融商品を信託銀行等が「遺言代用」の信託として提供する場合には、目的適合的な商品やサービスを勧める観点から、民法上の遺言とは異なることを示す必要があると思われる。
- (19) 本信託1のほかに、積立投資と一括交付型も提供されている。当該信託では金銭信託における信託財産の一部が投資信託の購入に充てられるため投資としての機能も有する。もっとも、当該信託の金銭信託は元本補てん契約に基づき元本が保証されるため、投資信託の購入に充てられていない信託財産については本信託1と同様に元本が保証される。
- (20) 寺本恵「遺言代用信託を巡る近年の状況について」信託フォーラム2号57-59頁(2014年)。
- (21) アメリカのシカゴに本社を置く世界的な資産管理銀行および資産運用会社であり、企業・機関投資家に、信託、証券保管、資金管理、投資業務アウトソーシング、有価証券貸付、証券仲介、投資リスク・業績分析のほか、銀行業務を展開している。また、個人資産家に、信託、資産運用・管理、財務コンサルティング、遺産管理、証券仲介、プライベートバンкиングなどのサービスを提供している。
- (22) Northern Trust Corporation, FORM 201 REVOCABLE TRUST AGREEMENT One Settlor-Fractional Share Marital (2014),

- https://www.northerntrust.com/documents/wealth-advisor/forms/pdf/Form_201.pdf?bc=25449120.
- (23) Northern Trust Corporation, *FORM 210 REVOCABLE TRUST AGREEMENT One Settlor-Plural Trustees Bank as an Initial Trustee* (2004).
https://www.northerntrust.com/documents/wealth-advisor/forms/pdf/Form_210.pdf?bc=25449120.
- (24) Northern Trust Corporation, *FORM 211 REVOCABLE TRUST AGREEMENT One Settlor-Plural Successor Trustees Settlor as Initial Trustee* (2004).
https://www.northerntrust.com/documents/wealth-advisor/forms/pdf/Form_211.pdf?bc=25449120.
- (25) UTC705条(a)項によれば、受託者は適格受益者・委託者・共同受託者全員に通知する方法によって辞任することができる。日本においては、受託者の辞任について原則として委託者および受益者の同意が必要とされていることと比較すると（信託法57条1項）、アメリカでは受託者が簡単に辞任できるようになっている。
- (26) 信託行為に定めに基づいて受託者が支出行為をすることや、さらに進んで受託者が支出の原因行為として第三者との間で契約を締結することは可能である。例えば、信託銀行の実務上、土地信託の受託者である信託銀行は、信託財産である土地上について建築請負契約を請負業者との間で締結することがある。ただ、健康維持のために例えば病院との間で医療契約を締結することができるかについては、自己決定の尊重や健康保険制度等との関係も踏まえて慎重に検討する必要があると考えられる。
- (27) もっとも、前述したとおり信託銀行が提供する遺言代用信託に係る商品にはバリエーションがあり、中には委託者の判断能力喪失時の財産管理を目的としているものも存在する。
- (28) 金盛峰和「遺言代用信託の実務と今後の可能性」新井誠＝神田秀樹＝木南敦編『信託法制の展望』416-417頁（日本評論社、2011年）。
- (29) Hoops, *supra* note, at 13-7 (“The gift and estate tax marital deductions are probably the single most commonly used tools in family estate planning.”).
- (30) 佐藤英明『新版 信託と課税』438-439頁（弘文堂、2020年）。
- (31) <https://www.irs.gov/businesses/small-businesses-self-employed/estate-tax>.
- (32) Hoops, *supra* note, at 13-5; Sitkoff, *supra* note, at 967.
- (33) これが、元本または収益を引き出し第三者に移転できる唯一の手法だとされる。Hoops, *supra* note, at 13-63; IRS § 2519.

信託業務における電子署名の利用の検討

一 目 次

1. はじめに
2. 電子契約の仕組み
 - (1) 電子契約の意義・締結
 - (2) 電子契約の主な類型
 - (3) 電子契約に関するコスト
3. 信託業務における電子署名の利用に関する検討課題
 - (1) 電子契約・電子的な指図の場面における「本人確認」
 - (ア) その者に、正当な権限があるか（権限の認証）
 - ① 電子契約
 - (i) 代表取締役・支配人
 - (ii) 個別に代理権が授与されている役職員
 - (iii) ある種類または特定の事項の委任を受けた
 - ② 電子的な指図
 - (イ) その者が、権限のある者本人であるか（なりすましではないか）（本人の認証）
 - ① 電子契約
 - ② 電子的な指図
 - (ウ) 権限のある者が私的利益のためにその権限を行っていないか（権限の濫用）
 - ① 電子契約
 - ② 電子的な指図
 - (2) 電子署名の利用に伴うコスト
4. おわりに

1. はじめに

新型コロナウイルス感染防止への対応が求められる中において、近年、テレワーク推進の足枷の一つとして契約書等への押印のために職場に出社するという制約があることが再認識された。このような制約への対応として、新しい技術である電子署名が有力な選択肢となっている。令和2（2020）年6月19日に内閣府、法務省および経済産業省の連名により公表された「押印についてのQ&A」においては、契約について書面の作成およびその書面への押印は特段の定めがある場合を除いて必要な要件でないとされている⁽¹⁾。また、同年7月2日に規制改革信推進会議から公表された「書面規制、押印、対面規制の見直し」においては、金融関連手続きにおける押印不要化や電子化等に向けた取組みが求められており⁽²⁾、信託業務を取り扱う信託銀行・信託会社（以下「信託銀行等」という）において

も検討が進められている状況にある。

信託業務においては、書面による信託契約を電子署名を用いた契約（以下「電子契約」という）に置き換えることによって、押印、製本、印紙添付、郵送、原本保管といった業務削減の効果が委託者と受託者の双方に期待される。加えて、電子契約ベンダーが提供するサービスは、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という）に沿った対応が前提となっており、標準的なサービスであっても、法律上、契約が非改ざんであり真正なものとみなされるといったメリットもある。

信託銀行等が電子契約を導入するにあたっては、業務の適正な遂行のため、従来の書面による契約を前提とする水準と同程度の本人確認がなされるような実務運営を検討する必要がある。また、電子署名は契約書以外にも利用できることから、例えば、信託の様々な場面で用いられることがある指図に電子署名

を利用することもできるが、権限のない者の指図によって信託財産が不正に外部に流出するリスクが増大しないようにする必要がある。そのほかには、電子署名については第三者であるベンダーが提供する仕組みを利用することも踏まえ、電子署名を利用した結果として損害が生じた場合の取扱いや、コスト負担も検討課題となる。

本稿では、はじめに電子契約の仕組みを整理した上で、信託業務において電子署名を利用するときに生じる以上の問題を取り上げて検討することとしたい。なお、以下では株式会社が委託者となる場面を念頭に置いた検討を行う。

2. 電子契約の仕組み

(1) 電子契約の意義・締結

電子契約は、書面による契約と同等の証拠力を有しつつ、押印、製本作業、印紙添付、

正本送付、原本保管が不要になるというメリットがある^③。また、株式会社においては担当者が調印のために出社する必要があったり、テレワークにより調印が進まないといった制約も緩和されることが期待される。

電子署名の利用が想定される場面としては、信託契約の締結に利用することがまず考えられる。書面による契約および電子契約の基本的なフローは以下の通りである。書面による契約における④から⑩の手順では契約書原本の郵送から回収に1～2週間を要していたものが、電子契約では最短1日から数日で完了する。この違いは、書面による契約では契約書原本を作成し、郵送などで物理的に回付して調印するが、電子契約では電子契約プラットフォームを通じて契約書データを回付し、調印ではなく電子署名を行うことで改ざんされていないことを証明するという仕組みの違いに起因する。

<書面による契約と電子契約のフロー（信託契約の場合）>

書面による契約	電子契約
① 受託者による委託者の本人確認（口座開設手続き ② 受託者は委託者から印鑑届を徵求 ③ 契約当事者間で契約内容を協議 ④ 契約案確定後、契約当事者内でそれぞれ稟議/決裁 ⑤ 受託者が契約書原本を製本 ⑥ 契約書原本へ受託者分の印紙添付、調印 ⑦ 受託者から委託者へ契約書原本を郵送 ⑧ 契約書原本へ委託者分の印紙添付、調印 ⑨ 委託者は委託者分の契約書原本を保管 ⑩ 委託者から受託者へ受託者分の契約書原本を郵送 ⑪ 受託者は受領した契約書原本の印鑑照合を実施 ⑫ 受託者は受託者分の契約書原本を保管	① 受託者による委託者の本人確認（口座開設手続き ② 契約当事者間で契約内容を協議 ③ 契約案確定後、受託者は契約書データ電子契約プラットフォーム上で回付 ④ 委託者は受託者へ事前連携したメールアドレスを通じて、電子契約プラットフォームを利用 ⑤ 契約当事者内でそれぞれ稟議/決裁 ⑥ 契約当事者内の電子署名権限者が電子署名実行（印影不要） ⑦ 契約当事者全ての電子署名実行により、電子証明書付き契約書データが完成 ⑧ 電子証明書付き契約書データはクラウドサーバーに自動保管

以上のフローを項目ごとに整理すると、次の通りである。

＜書面による契約と電子契約の比較＞

	書面による契約	電子契約
締結方法	原本への押印／署名	電子ファイル+電子署名
作成方法	確定版印刷・製本	確定版ファイル（PDF等）
回付方法	郵送／持参	インターネット
保管方法 ⁽⁴⁾	原本（及び電子データ）保管	サーバー保管
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり
照合／確認方法	印鑑照合	電子証明書／タイムスタンプ

契約のほかにも、信託の設定後において、委託者等が行う指図に電子署名を利用するところが考えられる。例えば、資産運用を目的とする信託においては、投資のための運用指図のほか、信託契約の一部解約を行うための指図、例えば国内債券と株式の比率についての運用ガイドラインの指図などに用いられる。その他にも、指図は、信託の中で発生した特別な費用の支払や特別な給付を指示するときに用いられることがある。このような委託者等による指図の意思表示の場面で、電子契約プラットフォームを利用することで、その指

図に関する本人性と内容の非改ざん性を確保することは可能である。

例えば、有価証券の売買における委託者から受託者に対する指図について、書面による指図のフローと電子署名を活用した指図の基本的なフローは以下の通りである。電子署名による場合、予め指図の方法や電子署名による範囲を取り決める必要があるが、その後は、売買指図書をFAXによらず電子契約プラットフォーム上で送付することができるようになる。

＜書面による指図と電子署名による指図フロー（有価証券の売買指図書の例）＞

書面による指図	電子署名による指図
① 受託者は運用者（兼委託者）から印鑑届を徵求 ② 運用者が有価証券の売買を実施 ③ 運用者は信託財産の運用に関する売買指図書を作成 ④ 運用者は売買指図書に印鑑届により届出た印鑑を押印 ⑤ 運用者は売買指図書をFAXで受託者（資産管理銀行）に送付	① 受託者は運用者（兼委託者）から印鑑届を徵求 ② 契約当事者間で「電子契約プラットフォームによる指図に関する覚書」の内容を協議 ③ 覚書案確定後、契約当事者内でそれぞれ稟議／決裁 ④ 運用者は、「電子契約プラットフォームによる指図に関する覚書」に届出印を押印して契約を締結

書面による指図	電子署名による指図
⑥ 受託者（資産管理銀行）は、受領した売買指図書の内容をシステムへ登録	⑤ 運用者が有価証券の売買を実施 ⑥ 運用者は信託財産の運用に関する売買指図書を作成 ⑦ 運用者は売買指図書を電子契約プラットフォーム上で送付 ⑧ 受託者（資産管理銀行）は、受領した売買指図書の内容をシステムへ登録

もっとも、指図を受ける受託者（信託銀行）側にとっては、後述のようにとりわけ免責規定を置くことを前提とすれば、あえて電子署名の方式を用いなくても、たとえば信託銀行自身がIDとPWを発行し、そのIDとPWを指図側が利用した以上は、その盗用などがあったとしても信託銀行は責任を負わない旨の免責規定を置くことで、本人確認の義務を果たしたといえる場面もありうる。ベンダーの提供する電子契約プラットフォームを利用して電子署名を行う必要がある指図は、ある程度、限定されると考えられる⁽⁵⁾。

（2）電子契約の主な類型

電子契約には、主な類型として、当事者型（リモート署名）と立会人型の2種類⁽⁶⁾がある。当事者型は、ベンダーが各署名者の本人確認を行い、本人同士がベンダーから発行された電子証明書を用いて電子署名を行う。これに対し、立会人型は、本人の指示に基づいてベンダーにおいて文書に電子証明書を付すものである。

当事者型と立会人型とでは、電子署名者が異なるという特徴はあるものの、論点整理が進みどちらの類型でも非改ざんであるとして真正性が担保される点で差異はない。そして、契約当事者が電子証明書を取得する手間とコストが発生する当事者型に対して、それらの

手間・コストが発生しない立会人型が一步先行して利用され始めている状況であると言われる。

なお、立会人型については、物理的に電子署名を行う者が契約当事者ではなくベンダーであるため、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「電子署名法」という）2条⁽⁷⁾の「電子署名」に該当しないのではないかという論点があった。また、2条の電子署名に該当するとしても、同法3条⁽⁸⁾による本人確認の真正性の推定が働くのではないかという論点があった。

このうち、電子署名法2条の電子署名にあたるのかという論点については、令和2（2020）年7月17日に総務省、法務省、経済産業省から連名で「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A」が公表され⁽⁹⁾、電子署名法2条1項1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、契約当事者の指示に基づく場合には必ずしも物理的に契約当事者が電子署名を行う必要はないことが明確化された。

次に、電子署名法3条による真正性の推定については、令和2（2020）年5月12日の規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループ（第10回）において、総務省、法務省、経済産業省から連名で、本人による電子署名で

はないため推定効は働き得ないとした上で、個別の事情を立証することによって、当該電磁的記録が真正に成立したものであることを証明し得るとの見解が示された⁽¹⁰⁾。

書類の真正証明方法	当事者型 (リモート署名)	立会人型
	<p>お取引先発行申請 → 本人確認 (銀行とやり取り) → 署名指示 (銀行とやり取り) → サーバ内に秘密鍵保管 (電子署名 + タイムスタンプ) → 電子契約 (電子署名 + タイムスタンプ) → 電子証明書 (電子証明書) → 銀行が本人確認し本人から申請を受けて発行 → 認証局 (特定認証業務)</p>	<p>お取引先メールアドレス届出 → メール認証 (銀行とやり取り) → 署名依頼 (電子署名 + タイムスタンプ) → 電子契約 (電子署名 + タイムスタンプ) → 電子証明書 (電子証明書) → 事業機関 (事業者(ベンダー等)) → 認証局 (特定認証業務)</p>
署名者	顧客：法人の場合は代表者等（権限者）個人の場合は本人 信託銀行：代表者等（権限者）	顧客の署名依頼を受けた事業者（契約当事者全てが承認することで、事業者が電子署名を実行）
本人確認	信託銀行が確認（事業者によって確認方法は異なる）	メール認証（銀行が本人確認済のアドレスにメール送信）
ランニングコスト	1件あたり数千円（電子証明書の有効期限による）	1件あたり数百円（事業者が用意する証明書を利用）
利用状況	電子証明書取得の手間あるが、真正性がより強固なため金融機関での導入多い	契約当事者はメールアドレスがあれば利用でき、導入が容易であるため主流

			当事者型（リモート署名）	立会人型
	項目	主体	手續	内容
改ざん防止※	署名方法	お客さま	電子署名	<ul style="list-style-type: none"> 債務者、債権者が電子署名する 署名者は個人の人格のみ 法人は署名する個人の権限確認および特定が必要
		銀行	電子署名	<ul style="list-style-type: none"> 署名依頼
		ベンダー	なし	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名
改ざん防止※	電子証明書	お客さま	必要	<ul style="list-style-type: none"> 債務者、債権者が取得する お客さま分の費用は銀行負担 お客さまごとに必要
		銀行	必要	<ul style="list-style-type: none"> 不要
		ベンダー	不要	<ul style="list-style-type: none"> 不要 必要
改ざん防止※	電子署名時間証明	お客さま	認定タイムスタンプ	<ul style="list-style-type: none"> 債務者、債権者が電子署名した時点でそれのタイムスタンプが保存 債務者、債権者の署名日時はタイムスタンプで証明
		銀行	認定タイムスタンプ	<ul style="list-style-type: none"> なし
		ベンダー	なし	<ul style="list-style-type: none"> なし 認定タイムスタンプ
証拠力（電子署名法第2条・第3条）	方法	専用のID・PWにより本人がログイン	<ul style="list-style-type: none"> ID、PWを必須とし他人がログインできない環境を準備 本人限定受取郵便または面前確認後の交付が必須 	<ul style="list-style-type: none"> 債務者のメールにリンクを送信 事前に契約に使用するメールアドレスの届出を受け他人サインできない環境を準備
本人確認署名権限確認	確認者	営業店	電子契約利用前に実施	電子契約利用前に実施

(3) 電子契約に関するコスト

電子契約プラットフォームの料金体系は、ベンダーと利用契約を締結した契約当事者のうち1社が利用料を支払い、他の契約当事者はゲストとして無料で電子契約プラットフォームを利用できるものが大勢を占めるよ

うである。費用の項目および概算は次の表の通りである。なお、書面による契約と電子契約が混在している間は、書面としている契約書をPDFなどに電子化して保管するためのコストが生じると考えられる。

<コストが生じる項目および費用の概算>

項目	費用概算
電子契約導入コンサルタントサービス	数十万円から数百万円程度
電子証明書の取得	数千円程度
電子契約プラットフォーム月次利用料	数千円から数万円程度
電子署名（1件当たり）	数十円～数百円程度

3. 信託業務における電子署名の利用に関する検討課題

(1) 電子契約・電子的な指図の場面における「本人確認」

冒頭に述べたとおり、信託銀行等が電子契約を導入するにあたっては、業務の適正な遂行のため、従来の書面による契約を前提とする水準と同程度の本人確認がなされるような実務運営を検討する必要がある。ただ、電子契約や電子的な指図の場面における「本人確認」は、いくつかの次元に分けて検討すべきである。

すなわち、第1に、電子契約あるいは電子的な指図をしてきた者が、契約締結あるいは指図を行う正当な権限を与えられているのかという問題がある。例えば、契約書または指図書に「山田太郎」という署名があるが、その者に契約締結または指図を行う権限が与えられているのかという問題である（以下では、「権限の認証」の問題という）。

第2に、電子署名を付して送信された署名が付された文書の発出者がその本人であるかどうかという問題がある。例えば、契約書または指図書に署名されている「山田太郎」に権限のあること自体は認定されている（権限の認証がある）が、それらの文書が本当に「山田太郎」本人によって発出されたのかどうか（なりすましではないか）という問題である（以下では、「本人性の認証」の問題という）。

第3に、署名者に権限が与えられており、署名者本人が発出した文書であるとしても、本人が権限を濫用しているのではないかという問題がある。例えば、「山田太郎」に指図権限が与えられており（権限の認証がある）、署名された指図は「山田太郎」本人によって発出されたが（なりすましではない）、山田太郎はその信託における受益者代理人であり、本来であれば受益者の利益のために指図権限が付与されているにもかかわらず、自身が私的な利益を得るためにその権限を行使しているのではないかという問題である（いわ

ゆる「権限の濫用」の問題)。

以下では、この整理にしたがって、さらに電子契約と電子的な指図の場面を分けて検討する。

(ア) その者に、正当な権限があるか（権限の認証）

① 電子契約

電子契約の場面では、株式会社である委託者において、電子署名を付した役職員に株式会社を代表・代理する権限があるのかどうかが問題となり得る。ただし、以下に述べることは、必ずしも電子契約の場合に限らず、信託銀行等が株式会社と契約を締結する場合には常に求められる認証である。また、電子署名プラットフォームを提供するベンダーにおいて、現在のところ、権限認証に関するサービスは行われていないため、信託銀行等が自ら確認を行う必要があることに注意を要する。

(i) 代表取締役・支配人

株式会社の場合、まず、代表取締役については包括的代表権限（会社法349条4項）が、支配人については包括的代理権限（会社法11条1項）がそれぞれ与えられており、これらの権限についての内部的な制限は善意の第三者に対抗することができないとされる（会社法349条5項、11条3項）。なお、表見代表取締役（会社法354条）、表見支配人（会社法13条）がした行為について、相手方が善意であるときには会社が責任を負う。

そして、代表取締役または支配人かどうかについては、商業登記によって確認することが可能である。

このため、信託銀行等としては、電子署名

を付した役職員が代表取締役または支配人かどうかということを、商業登記などによって確認することが考えられる。この確認は、商業登記に基づく電子認証制度を用いることにより電子的に行うことが可能である（商業登記法12条の2）。

なお、会社の重要な財産の処分に該当する場合には、取締役会の決議が要件とされる（会社法362条4項）といった制限がある。信託銀行等としては、必要に応じて、信託契約がこのような法令上の制限に該当するかどうかを確認し、該当する場合には会社に対して取締役会議事録を徵求することがあり得る。

(ii) 個別に代理権が授与されている役職員

電子署名を付した役職員が、代表取締役や支配人ではない従業員である場合には、その従業員に対して個別に契約締結にかかる代理権が株式会社から授与されていることがある。

なお、役職員が個別に代理権を授与されている場合に、その代理権の範囲を超えて代理人として別の契約を締結したときについては、いわゆる権限越の表見代理として、相手方（この場合は信託銀行等）に正当な理由があるときには、本人（この場合は株式会社）が責任を負う（民法110条）。電子契約を利用している場合については、当該役職員が本人（または本人から権限を与えられた者）のIDとパスワードを利用していれば、相手方に正当な理由ありと解されるという指摘がある⁽¹¹⁾。

いずれにしても、信託銀行等としては、電子署名を付した役職員が代表取締役や支配人ではない従業員である場合には、役職員について代理権の確認をすることが必要となる。

(iii) ある種類または特定の事項の委任を受けた使用人

電子署名を付した役職員が代表取締役や支配人ではない従業員について、ある種類または特定の事項の委任がなされている場合、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有し、それに加えた内部的制限を善意の第三者に対抗することはできない（会社法14条）⁽¹²⁾。

信託銀行等としては、この場合もどのような委任事項を委任されているのかということの確認が必要となる。上記(ii)の場合も含め、この確認については、電子委任状の普及の促進に関する法律（電子委任状法）を用いて行うことも可能である。

② 電子的な指図

信託銀行等が電子的な指図を受けるときは、その指図をした者が指図権者としての権限を有しているかについて確認する必要がある。信託では誰にどのような権限を与えるかということを比較的自由に設計できることから、信託銀行等としては、信託行為の定めなどによって権限が付与されているかどうかを確認することが必要となる⁽¹³⁾。

(イ) その者が、権限のある者本人であるか（なりすましではないか）（本人の認証）

① 電子契約

例えば、代表取締役でない者が代表取締役になりますし、委託者となる株式会社を代表して信託契約を締結する場面が想定できる。

電子署名法上、本人だけが行うことのできる電子署名がなされている限り、当該電子署名は本人がなしたものと推定され（一段目の推定）、本人のなした電子署名のなされた電

子文書は申請に成立したものと推定される（二段目の推定。電子署名法3条）。電子署名法3条の「本人だけが行うことのできる」ということは、本人が管理をしていることを意味しており、例えば代表取締役の電子署名を従業員が代行することは、本人性を否定することにはならない。なお、権限のない者がなりすましており、推定が破られた場合には、その効果は本人には帰属しないことは言うまでもない。

信託銀行等にとっては、電子署名法上の電子署名の定義を実現するためにベンダーがどのようなシステムを用いているのかということが極めて重要なポイントになる。その場合に、いかになりすましが行われないようなシステムかどうかということを信託銀行側はきちんと確認しておく必要があると考えられる。

② 電子的な指図

例えば、権限のない者が権限のある者になりますし受託者である信託銀行等に指示を行ったり、指図によって得た信託財産を費消したりする場面が想定できる。

信託銀行等にとっては、（権限のある）ある者による指図が、実際にその者本人から発せられているかどうかの確認が必要となる。本人だけが行うことのできる電子署名を用いていれば推定は働くが、それが実際に本人によるものであるかまでは必ずしも確認できるとは限らず、特にメールアドレスなどによる認証しか行っていない立会人型電子署名サービスを利用している場合は、十分な本人確認がなされていないことが多いであろう⁽¹⁴⁾。実際、「相手方のお客さまがご本人であること」を保証するわけではありません」とした上

で、相手方が本人でなかった場合の電子署名サービス業者の免責を定めるサービスも多いという指摘がある⁽¹⁵⁾。

それでは、信託銀行等が行う具体的な確認として、例えば、現在の印鑑届に代わるメールアドレス届を委託者に提出させることとした上で、届け出られたメールアドレスを通じて発行されたID・PWを用いた電子契約システムを利用した指図に従うことで、当該指

図をなした者がなりすましでないことについて十分な確認をなしたといえるだろうか。また、信託契約に、ID・PWを用いた認証を行っていれば免責されるという趣旨の条項を定めたときに、その条項が善管注意義務を軽減した特約として、善管注意義務を強行法規化しているとされる⁽¹⁶⁾信託業法28条2項の定めに反しないかが問題となる。

＜契約条項の例＞

現在の契約条項	改正後
<p>(印鑑届出)</p> <p>第27条 (共同) 委託者は、(共同) 委託者、信託管理人およびこれらの代理人の印鑑をあらかじめ受託者に届け出るものとします。</p> <p>2 受託者が、この信託に関する契約書、通知書、指図書その他の書類に使用された印影を、前項の規定により届出のあった印鑑と照合して相違ないものと認め、信託財産の支払いその他の処理をしたうえは、印章の盗用その他の事情にかかわらず、のために生じた損害については、受託者は、責任を負いません。</p>	<p>(印鑑届出)</p> <p>第27条 (共同) 委託者は、(共同) 委託者、信託管理人およびこれらの代理人の印鑑をあらかじめ受託者に届け出るものとします。</p> <p>2 受託者が、この信託に関する契約書、通知書、指図書その他の書類に使用された印影を、前項の規定により届出のあった印鑑と照合して相違ないものと認め、信託財産の支払いその他の処理をしたうえは、印章の盗用その他の事情にかかわらず、のために生じた損害については、受託者は、責任を負いません。</p>
<p><u>新設</u></p>	<p><u>(電子契約システムでの登録に使用するメールアドレスの届出)</u></p> <p><u>第27条の2 (共同) 委託者は、(共同) 委託者、信託管理人およびこれらの代理人が電子契約システムでの登録に使用するメールアドレスをあらかじめ受託者に届け出るものとします。</u></p> <p><u>2 受託者は、前項の規定により届出のあったメールアドレスに電子契約システムの登録に必要な情報を送信し、この信託に関する契約書、通知書、指図書その他の書類が電子契約システムにて認証されたことを確認して信託財産の支払いその他の処理をしたうえは、メールアドレス盗用や電子契約システムパスワードの管理・誤用によるなりすましその他の事情にかかわらず、のために生じた損害については、受託者は、責任を負いません。</u></p>

現在の契約条項	改正後
<p>(通知事項)</p> <p>第28条 次の場合には、(共同) 委託者は、ただちに受託者に通知のうえ、所定の手続きをとるものとします。</p> <p>(1) 信託契約書または届出の印章の喪失</p> <p>(2) (共同) 委託者、受益者もしくは信託管理人またはこれらの代理人の変更、転居、改印、改氏名、名称もしくは組織の変更、死亡または行為能力の変動</p> <p>2 (共同) 委託者は、規約その他関連する諸規程のうちこの契約に係る事項を変更する場合は、事前に受託者へ通知するものとします。</p> <p>3 (共同) 委託者は、前項の変更を行ったときは、すみやかにその旨を受託者に通知するものとします。</p>	<p>(通知事項)</p> <p>第28条 次の場合には、(共同) 委託者は、ただちに受託者に通知のうえ、所定の手続きをとるものとします。</p> <p>(1) 信託契約書または届出の印章の喪失</p> <p>(2) (共同) 委託者、受益者もしくは信託管理人またはこれらの代理人の変更、転居、改印、改氏名、名称もしくは組織の変更、死亡または行為能力の変動、<u>電子契約システムでの登録に使用するメールアドレスの変更</u></p> <p>2 (共同) 委託者は、規約その他関連する諸規程のうちこの契約に係る事項を変更する場合は、事前に受託者へ通知するものとします。</p> <p>3 (共同) 委託者は、前項の変更を行ったときは、すみやかにその旨を受託者に通知するものとします。</p>

まず、ID・PW を用いた認証自体⁽¹⁷⁾は、なりすましがないことを確認するために十分であることもあるが、それは当該 ID・PW を、(本人が当該印鑑を管理しているのと同様に)本人の知らないところで利用されないということが確保されている場合である。物理的に一つしか存在しない印鑑とは異なり、あるメールアドレスに送られたデータは複数の端末等からアクセス可能であったり複数人がアクセスすることも容易であることも考えると、それで印鑑同様の本人確認の機能が果たせているかは疑問もないではない。

次に、免責条項については、印鑑照合に関する免責条項と同じく、届け出られたメールアドレスを通じた電子契約システムを用いた認証を行うことが受託者としての義務であるとしてその行為義務を信託行為において具体化したものということができ、その手続に従えば善管注意義務違反とはならないのであって、かかる免責条項は善管注意義務を軽減し

ているわけではなく、信託業法28条2項の定めには反しないと解してよいと考えられる。もっとも、印鑑による照合と比較したときに、本人の知らないところで利用されるリスクが高くなるとすれば、善管注意義務の軽減とみなされる可能性も否定できないと考えられる。その意味でも、いかになりすましが行われないようなシステムかどうかということをきちんと確認することが重要であると言える。

(ウ) 権限のある者が私的利害のためにその権限を行使していないか（権限の濫用）

権限のある者本人が、権限内の行為を、本来の目的（例えば年金受給者への給付）ではなくそれ以外の目的（私的な費消のために自分に給付）のために行使するような場面である。もっとも、これは電子契約等における本人確認とは異なる次元の問題であるため、以下では簡単に言及するにとどめる。

① 電子契約

代理権の濫用について、民法107条は、その目的について善意無過失の相手方を保護する。代表取締役による代表権の濫用についても、軽過失の相手方が保護されないことについての批判はあるものの、同条は適用されると解するのが通説的見解であると思われる⁽¹⁸⁾。

② 電子的な指図

指図権の濫用の場面については、受託者の善管注意義務の一環として当該指図に従わないことが求められるか、といったような論点とも関わる。しかし、これは電子契約の問題ではない。

(2) 電子署名の利用に伴うコスト

書面による契約・指図については、商慣行上、信託銀行等が書面を作成していることが多いと思われるが、電子契約が導入された場合、ランニングコストが明確になる。また、契約書のみならず指図書や請求書なども電子契約プラットフォームを通じて発行されるようになった場合、利用件数の増加に伴い大きな費用は発生する可能性がある。

電子署名の導入およびその後の利用に係る費用を信託銀行等が負担するのか、あるいは印鑑と同様に個別の契約当事者がそれぞれ負担すべきものなのかについて、整理の必要が生じることもあり得る。

書面による場合には発生する郵便代、印紙代、担当者が出社するときのコストを電子署名の利用によって削減できる可能性があり、このようなコスト削減のメリットが受託者だけでなく委託者や受益者にもあるといえる場合には、電子署名サービスを提供するベンダ

ーに支払う費用の一部を信託事務処理の費用（信託法48条1項）として信託財産から支出することも許容されると考えられる。

4. おわりに

以上、信託業務において電子署名を利用する場面を契約締結と指図の場面に分けた上で、電子契約や電子的な指図の場面における「本人確認」と呼ばれる問題を、権限の認証の問題、本人の認証の問題、権限の濫用の問題に分類してそれぞれ検討した。また、簡単ではあるが免責条項の定め方とコスト負担のあり方についても併せて検討した。本稿が信託業務におけるデジタル化を進めるにあたり参考となれば幸いである。

【注】

- (1) 内閣府＝法務省＝経済産業省「押印についてのQ&A」(2020年6月19日)
(<https://www.moj.go.jp/content/001322410.pdf>)。
- (2) 規制改革信推進会議「書面規制、押印、対面規制の見直し」(2020年7月2日)
(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei-meeting/committee/20200702/200702honkaigi04.pdf>)。
- (3) 高林淳＝商事法務編『電子契約導入ガイドブック[国内契約編]』8-9頁(商事法務、2020年)。
- (4) 電子帳簿保存法の要件を満たす場合、国税関係書類や電子取引等もデータ保存可能となる。
- (5) たとえば、預金の払戻しの場合、紙であれば、払戻請求書に届出印を捺印するが、インターネットバンキングであれば、わざわざ電子署名を用いることなく、銀行が発行したIDとPWによるログインで本人確認が行われる(したがって、ここでの紙の届出印捺印も、印鑑票との照合による本人確認の機能が期待されているということになる)。これに対して、年金信託のように委託者となる企業や基金の数が限定的、かつ、指図を要する特別な支払いがあり、個別のアレンジメントも難しいような業務では、ベンダーの提供する電子契約プラットフォームの利用が

- 考えやすい。
- (6) 柴山吉報＝高岸亘＝桑名直樹＝水井大＝富山京子『経験者が語る Q&A 電子契約導入・運用実務のすべて』37頁（中央経済社、2021年）。
- (7) 電子署名及び認証業務に関する法律
第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- 2 【以下略】
- (8) 電子署名及び認証業務に関する法律
第3条 電磁的記録であつて情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したもの除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。
- (9) 総務省＝法務省＝経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関する Q&A（電子署名法3条に関する Q&A）」（2020年9月4日）
(https://www.meti.go.jp/covid-19/denshishomei3_qa.html)。
- (10) 規制改革推進会議成長戦略ワーキング・グループ「論点に対する回答」（2020年5月12日）
(<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf>)。
- (11) 金安妮「電子契約をめぐる法的問題に関する一考察
- 一電子契約サービスにおける本人確認の重要性を中心」武藏野法學13号79頁（2020年）参照。
- (12) 最判平成2年2月22日商事法務1209号49頁によれば、会社法14条の適用に関して、使用人の代理権の存在を主張する者は、当該使用人が営業主からその営業に関するある種類または特定の事項の処理を委任された者であることおよび当該行為が客観的にみて上記事項の範囲内に属することを主張・立証しなければならないが、上記事項につき代理権を授与されたことまでを主張・立証することを要しない。また、善意の第三者には、代理権に加えられた制限を知らなかつたことにつき過失のある第三者は含まれるが、重過失のある第三者は含まれない。
- (13) 指図権者が株式会社である場合には、指図をした役職員に株式会社を代表・代理する権限があるかどうかということも併せて確認する必要があることとなる。
- (14) これは、当事者型の電子署名であっても、本人確認のレベルが保証されているわけではないので程度問題である。
- (15) 金・前掲（注11）82頁。
- (16) 小出卓哉『逐条解説 信託業法』143頁（清文社、2008年）。
- (17) なお、電子契約システムの中には、メールアドレスのみによって認証を行っているシステムもあるとされるが、この場合、本人のメールアドレスを知っている者であれば誰でもなりませるために、本人性の確認としてはかなり弱いものといわざるをえない（金・前掲（注11）74頁）。もっとも、本文で述べたメールアドレス届による方法は、予め信託銀行に届け出られた本人のメールアドレスにID・PWを送るというものであるから、少なくとも当該メールアドレスを知っているだけではなりますことはできないようになっており、そのメールアドレスを見るとのできる者であることは確認されている。
- (18) 神田秀樹『会社法〔第25版〕』248頁（弘文堂、2023年）。